

総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
1	B	地方に対する規制緩和	その他	国勢調査委託金・不足分に係る追加交付金(統計調査事務地方公共団体委託費)の不足分について、年度末の清算時に追加交付金と見做すことができるよう運用を改められた。	平成27年国勢調査では、最終の平成27年度・第4四半期分(12月交付)の追加交付金の回答期限が1月1日だったため、不足分を確定することができず、追加交付の請求を見送った自治体があった。こうした自治体は、不足分を一般財源で賄うこととなったため、いわば“持ち出し”の状況となった。	左記の具体的な措置をとることにより、不足分の追加交付を見送る自治体が無くなり、地財法第10条の4の趣旨が達成される。	・指定統計調査地方公共団体委託取戻金 ・「平成27年国勢調査における委託費の追加措置について」(平成27年5月27日付総務省統計局統計調査部国勢統計課指導係長名事務連絡) ・「平成27年国勢調査における委託費の追加措置について」(平成27年10月26日付総務省統計局統計調査部国勢統計課指導係長名事務連絡)	総務省	全国市長会	・追加共同提案団体等から示された支障事例(主なもの) ○従前の追加交付金不足の経緯が生じていた。 ○国勢調査の執行経費不足の追加交付金希望時期は、調査業務(調査期日10月1日)を行っている途中であり、確定した経費での追加要望ができなかった。 ○調査業務を行っている時期(調査期日10月1日)と執行経費不足額算定の時期が同時期であり、事務の継続が生じていた。 ○提案内容が実現すれば、年度末に調査執行経費を確定させた上で追加要望が行えるほか、調査業務を行っている時期(10月1日前後)に調査事務に専念できるなど、メリットが大きい。 ○当市では平成27年国勢調査において委託費の不足の約6,000千円を一般財源から負担した。 ○統計法で定められている基幹統計調査は、国からの法定受託事務として、都を通じて市に委託されるが、平成27年度の国勢調査において、約2千万円の不足が生じ、市の一般財源で対応することとなった。 ○国の法定受託事務である統計調査に係る必要経費は、全額、交付金として配分されるべきである。 ○本市においても、平成27年国勢調査の執行経費を委託金で賄いきれず、約3,600千円の不足が生じたため一般財源の持ち出しが発生した。 地財法第10条の4の趣旨に鑑み、制度改正を要望する。 ○具体的な支障事例についても、委託金の追加交付金希望の締切が1月1日だったため、不足分の試算が立てられないことに加え、検査事務の繁忙期であったことから担当職員が詳細を確認する時間も十分に取れないと懸念している。	平成32年度に行われる国勢調査において、国勢調査の執行経費に係る委託金(市町村経費)の不足額が生じないようするための方法について今後検討を行う。 具体的なには、市町村経費の不足の調整方法や追加交付時期について、地方公共団体から現状把握及び意見聴取を行い、その状況や都道府県の事務負担等を踏まえた案を作成し、地方公共団体との意見交換を行い、平成31年度までに決定する。		
11	B	地方に対する規制緩和	その他	地方自治法第171条第4項に規定する「出納員以外の会計職員に委任させる」場合の長の告示手続きの廃止	住民等と接する機会が多い地方公共団体においては、各種使用料や手数料等を各現場で徴収することもあり、現行では人事異動のために左記手続きにより関係職員を許容形式により任命している。 しかし、会計職員を含む多くの職員が毎年異動している現状において、本業務を実施しなければならぬことと相反した人取で業務を実施している本町において、非常に事務負担の大きいものになっている。	毎年度実施することとされている本事務が廃止されれば、行政の効率化に繋がるものと考えられる。	地方自治法第171条第4項	総務省	今金町	西尾市、穴穂市	○年度末、年度初めには職員の異動や旧年度、新年度の事務処理が重なるため、提案町と同様、少ない人員で告示事務を行うことは、事務負担となっている。	地方自治法においては、事務処理の公正を確保するため、職務上独立した地位を有する会計管理者を一人に限定して預け、一元的に会計事務を行わせている。その趣旨は、会計管理者が会計事務に係る権限を行使していることと対外的に明確にし、金銭の収支に係る取引の安全その他の住民の便宜を図ることである。 しかしながら、実務上、会計管理者一人が当該団体の会計事務のすべてを行うことは困難である場合も考えられるため、地方自治法第117条第1項に基づき、普通地方公共団体の長は、会計管理者としての職務の一部を他職員に委任させ、又は当該他職員をして当該他職員に委任し、当該他職員の一部を出納員以外の会計職員に委任させることができることとされている。 こうした委任を行う際には、一人の会計管理者が一元的に会計事務を行うこととする趣旨(すなわち、金銭の収支に係る取引の安全その他の住民の便宜を図ること)を損なわないこととされている。したがって、当該委任を行うことは、当該職務を委任している者が対外的に明確にすることを義務付けているものである。仮に当該職務を委任されると、金銭収支に関し、いずれの会計職員も責任を負っているが対外的に分らなくなり、住民等との間で金銭収支に係るトラブルが生ずる可能性がある。 したがって、当該職務を委任することは適当ではない。 なお、委任の告示については、往例に対して異なる具体的な委任関係が明らかになってきた場合には、告示の規定の仕方等を工夫することにより、異動ごとに告示の改正を行わずとも済むような運用も可能であると考えられる。	
22	B	地方に対する規制緩和	その他	補助対象財産の処分に対する弾力化	本市では、各種国庫補助金を活用して、平成20年度から計画的に学校の耐震化及び大規模改修を実施してきた。こうした耐震化や老朽化については、施設利用者の安全・安心の確保を図る一方、急激に進展する人口減少・少子化、地域住民の年齢構成の変化によって、近年、小規模校が増え、良好な教育環境の確保を目的とした学校施設整備(整備)に向けた活動が関係の課題となっている。 市立各種専門学校については、施設や設備の老朽化が進み、更新までの経過措置の一環として、「地域活性化・人材育成支援交付金」を活用し、平成21年～22年度にかけて大規模改修を実施し、一方、児童数の減少を踏まえ、平成23年度から、市内の小規模校における将来的な確保人材確保を目的として、平成24年度から、市内の各種専門学校(高岡市立高岡南高等学校、厚生中央高等学校、富山県立富山高等学校)と併せて、市内の小規模校(富山県立富山高等学校)の施設整備(整備)を実施している。これを併せて、上記3校の施設整備(整備)又は部分修繕(修繕)は(学校以外の活用も想定)を検討している状況にある。 このような経緯は、総務省が全国の地方自治体に調査を推進している公共施設総合管理計画の推進に沿った公共施設マネジメントとして、今後高度化を目指す学校、施設整備(整備)も必要であるが、弾力にあっては、補助金の活用が必要となること、計画的なマネジメントの推進の妨げとなるおそれがあることから、補助金の活用が不要なような柔軟な取扱いを求めている。	学校規模適正化による児童生徒の良好な教育環境の確保が図られるとともに、学校施設の計画的なマネジメントが可能となる。	総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準 文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準	総務省、文部科学省	高岡市	旭川市、鹿角市、能登町、舟橋村、春日市、八王子市、海老名市、西尾市、京都府、高松市、広島県、長崎県	○本市においても、学校施設環境改善交付金を活用し、校舎及び屋内運動場の耐震補強事業を実施した学校において、児童数の減少により複式学級を余儀なくされていることから、地域からの要望を受け、既存の中学校と地区内の5つの小学校を統合し、新たに「複式教育学校」を整備する事業に取り組みしているところである。 統合後に閉校となる予定の5つの小学校においては、廃校後の有効活用を図ってまいりたいと考えているが、耐震補強事業を実施した校舎及び屋内運動場では、財産処分における補助事業からの経過年数が10年未満となることから、廃校後の活用方法によっては、補助金返還が生じることとなる。 ○子どもたちにとってより望ましい教育環境を維持・確保するため、学校施設環境改善交付金を活用し、計画的に大規模改修等を実施しているが、少子化が進む中、市が保有する公共施設全体の適切な維持管理を確保するため、学校施設適正化や学校施設と他の公共施設の複合化・多機能化の視点などを含め公共施設の再編に取り組む必要がある。 現状では、本市において、国庫補助金完了後10年未満で大規模改修を行う予定の学校を数校想定しており、更に、急激に変化する社会状況下では、計画的に事業を実施したとしても、10年のスパンでは、想定できない変化も予想され、定期的に計画を見直すことで、より適切なマネジメントが可能となる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)及び同法施行令(昭和30年政令第255号)において、国に補助金等の全部に相当する金額を納付した場合、処分制限期間を経過した場合を除き、各省各庁の長の承認を受けて財産処分を行うことができることとされ、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、国庫補助(交付)金を充当した施設を補助の目的外に活用する場合は、補助金相当額を国庫納付することと原則としています。 一方で、「補助金等適正化中央連絡会議の通知(平成20年4月10日付財計第1087号)」における政府全体の決定を踏まえ、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について(平成20年4月30日付け総務省第790号、平成27年4月27日一部改訂)により、既存スパンを効率的に活用した地域活性化を図るため、承認手続等の一層の弾力化及び円滑化を図ったことであり、国庫補助事業完了後10年以上経過した施設等を財産処分(有償譲渡及び有償貸付を除く)する場合、所定の報告があったものは総務大臣の承認があったものとして取り扱ひ、国庫納付を不要とするなど財産処分手続の弾力化を図っています。 ご提案の事業について、上記の弾力化の趣旨に沿うものかを御確認ください。	
32	B	地方に対する規制緩和	その他	国税連携システムによるデータ送信方法の見直し	国税連携システムにおいては、納税者が電子申告(e-Tax)を行ったデータが各地方団体のサーバへ自動的に送信される仕組みが採られており、都では人事異動の課税事務で活用している。 しかし、納税者が送信した誤った申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合、地方団体には「削除された」という情報がデータ送信されないため、有効な申告であると判断し、本来、課税してはならない者に対し誤った課税が行われてしまうおそれがある。 また、納税者が本来申告すべきでない税務署へ電子申告(e-Tax)した場合、正しい税務署へ申告情報に移す移送処理が行われるが、地方団体へ「移送処理した」というデータが送信されないため、有効な申告であると判断し、他の地方団体からも二重に課税されてしまうおそれがある。 そのような事態を防ぐため、都では、送信されないデータを各税務署から紙媒体で提供を受け、当初申告時に自動送信されたデータとの実作業を行っているが、約4ヶ月の作業日数や費用負担が発生している。	データ送信の方法を見直すことにより、二重課税等の課税誤謬が減少し、税制度に対する納税者の信頼を高めることができる。また、地方団体においては、不要な調査事務が減ることでも事務の効率化が図れるとともに、公平・公正な課税事務の遂行を実現することができる。	所得税申告書等の地方団体への電子送信方法に関する事項等について(平成22年6月29日付総務省第72号 総務省自治税務局企画課長通知)	総務省、財務省	東京都	北海道、宮城県、大原市、戸田市、新宿区、江村川区、神奈川県、静岡県、久留米市、長崎県、野市、延岡市、沖縄県	○本県でもこれまで削除されたデータを基に課税したケースはほとんどないが、移送による二重課税はまれに発生している。納税者からの問合せがないと把握できない状況であり、適正な課税事務をするためにも提案内容については必要と考える。	e-Taxで提出された申告書データ等の地方団体への送信タイミングについては、開発当初の検討の中で、早期処理の観点から納税者に適正に受け付けられた時点でデータ連携を行う仕様としたという経緯がある。 既に「税務署で処理した後にデータ連携」する方式に変更した場合、地方団体側への送信時期が遅れることとなるため、データ送信方法の見直しについては、地方団体側の意見が集約される必要がある。 システムの改修等の対応については財務省において検討されるものと考えられるが、総務省としても、現在地方団体が行っている地方税事務の処理に支障をきたさないような見直しのあり方について、地方団体の意見をよく伺ってまいります。	
70	B	地方に対する規制緩和	その他	私人への徴収・収納範囲の拡大	県の貸付金の元利償還金の債権回収業務について、現在、その一部については民間の債権回収会社に委託しているが、貸付金の延滞利率については地方自治法施行令上、民間委託ができないため、元本の回収業務のみ委託し、県の職員が延滞利率の回収業務を行っている。 公金の取扱いを定める自治法第158条の趣旨は、公金は、その性格からして、民間委託は原則禁止されるが、私人に取り扱っても責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合には、民間委託も可能とすることである。 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針においては、延滞利率と同様の性質をもつ貸付金の回収金について私人に委託することを可能とする方向で検討するとされている。 高等学校等奨学金等の債権回収業務について、元本部分のみの委託であるため、業務の効率化の限定的なものとなっているほか、元本と延滞利率の一元的な債権管理が困難となっている。また、債務者によっては、返済の種類により請求元(支払元)が異なることから、混乱の原因となっている。	元利償還金と延滞利息を一括して民間に委託することで、業務の効率化の度合いが高まり、元本と延滞利率の一元的な債権管理が可能となり、また、債務者にとっては、請求元(返済先)が一本化し、円滑な徴収につながる。	地方自治法施行令第158条第1項	総務省	静岡県	北海道、埼玉県、岐阜県、愛知県、山梨県、長崎県	○本県でもサービスセンターに徴収委託している貸付金があり、サービスセンターが貸付金元金、県が延滞利息を回収している。 貸付金の場合、元金と延滞利息について債権管理上の扱いの違いはなく、延滞利息だけでも未納があれば回収した債権放棄等を実施する必要がある。 延滞利息を含めた委託が可能となれば、より効率的な債権回収が可能となり、元金が納められたら延滞利息の回収もつづけることになる。 また、他の貸付金債権についてもサービスセンターへの委託を検討しやすくなる。 ○母子父子家庭福祉資金貸付金の償還業務において、一部の未収金の回収業務を民間の債権回収会社(以下、「サービス」といふ。)に外部委託しているところであるが、提案事項に係る具体的な債権回収業務の委託は、債権回収会社が行うことになる。 これは、債務者にとっても返済金の種類により請求元や返済方法が異なるといった混乱の原因となるため、償還元金及び返済金の一元化は、債権者・債務者の双方にとってメリットがあるものと考えられ、回収業務の効率化及び回収効果の向上が期待できる。 また、奨学金や高齢者住宅借付金など、元金が発生している母子父子家庭福祉資金貸付金以外の債権についても、今後回収業務を委託する可能性があるため、制度改正は必要である。 ○具体的な支障事例 当県では、農業改良資金貸付金(無利子)の未収金(元金)について、一部債権回収会社へ回収を委託している。 しかし、自治体の借入の徴収又は収納の私人への委託について、地方自治法施行令においては、貸付金対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になり、また、債務者にとっては、返済先が異なることから、混乱の原因となること懸念される。 未収金回収を促進するため、元利償還金に加え、延滞金や延滞利率等も、一元的な債権管理ができるよう、私人委託の対象とすることが必要である。	平成27年地方分権改革に関する提案募集において、地方自治法施行令第158条第1項第6号に定める「貸付金の元利償還金」に「延滞金」を加える改正の提案があり、当該提案を受けて、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)において、「私人の公金取扱いの制限(24条第1項)については、地方公共団体の貸付金に係る延滞金の回収について私人に委託すること可能とする方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる」としているところである。 また、検討する際には、貸付金の元利償還金以外の借入に係る延滞金、延滞利率、損害賠償金などを私人へ委託することについては、取扱いも併せて整理する必要があるため、延滞金等を私人に委託する範囲については、「取扱いに加え、徴収まで可能とするべきかを、地方自治法第245条及び同法施行令第158条の規定の趣旨を踏まえ整理することとする」。 今回の提案事項についても、これらの対応に含まれるものであり、現在、上記方針を踏まえて検討中である。	
77	B	地方に対する規制緩和	その他	国庫直轄事業を都道府県が施行する場合(施行委任事業)の会計法の見直し	【制度改正の経緯】 国庫直轄事業を都道府県が施行する場合、会計法第29条の規定により入札・契約手続の厳格化が図られ、入札及びその後の納付に関する法令の規定を適用することとなる。 一方、都道府県は地方自治法や地方自治法施行令及び個別に規定する会計規則等に準じて、国庫直轄事業を執行している。 今年度、本県において環境省の国立公園等整備事業を受託し実施する予定であるが、入札業務に関して、国の規定と、事業者が定める基準が異なり、円滑かつ効率的な事業の執行に支障を来している。 【支障事例】 本県で国庫直轄事業1億円以上の工事について低入札価格調査制度を実施している。今年度工事予定箇所が2か所あり、内1か所は1億円未満の工事であるが、施行業務で行う場合、低入札価格調査制度の対象となる。(1,000万円以上が対象)。低入札価格調査を行う場合、国の規定に基づき調査を行い、調査結果に基づき入札結果を決定し、入札結果を国庫に提出し、国庫が定める基準に基づいて、円滑かつ効率的な事業の執行に支障を来している。 【参考】 過去に同事業を受託した19都道府県308件の契約において会計法第29条から地方自治法施行令の規定に基づき、国の会計法に規定しない最低制限価格を設定しているこの旨を掲げている。	施行委任された工事と県工事の事務手続きが統一化されることで、入札・契約事務の効率化及び迅速化が図られ、事務の錯誤がなくなる。また、受注者側にとっても混乱がなくなる。	・会計法第29条の6第1項、第48条第2項 ・予算決算及び会計令79条、85条 ・地方自治法施行令第167条の10第2項 ・国立公園等整備事業実施要領 ・国立公園等整備事務取扱要領 ・工事請負契約等に係る予算決算及び会計令85条の基準の取扱いについて(昭正 平成27年10月1日環境省発1510014号)	総務省、財務省、環境省	岐阜県	岐阜県、中国地方知事会	○支障事例 本県では、低入札価格調査制度の対象とする建設工事は、契約予定価格が6億円以上のものとなっている。 しかし、国庫直轄(施行委任)事業では、契約予定価格が1,000万円を超える建設工事は、低入札価格制度を適用することとなり、低入札価格調査基準価格を下回った場合、資料作成、事情聴取、契約交渉等の事務に係る事務負担が増える。 平成25～26年度に、本県が実施した施行委任事業に係る工事入札7件のうち、4件が調査基準価格を下回り、調査及び審査事務に約1ヶ月を要し、事務負担の増加だけでなく、工事工期が遅れるという事態が生じた。 また、国の入札規則に則った場合には最低制限価格を下回り失格となる業者が、落札者となるなど、同業法違反であるにもかかわらず、取扱いが違っており入札業者の混乱が生じている。 ○支障事例 低入札価格調査制度の対象となる工事については、低入札価格調査制度を適用し、予定価格1億円未満のものについては最低制限価格制度を適用している。しかし、施行委任を行う場合は1,000万円以上のものについて低入札価格制度の適用となる。 施行委任において低入札価格調査を行った場合、国の規定に基づいた調査を行い、履行されない恐れがあるとき低入札価格調査員に意見を求めた契約締結までに時間がかかり、工事工期が遅れる。(県の低入札価格調査制度でも契約まで1か月程度を追加で要する。)事業者側にも資料提出が要求されるほか、基準価格を下回る業者と契約する場合は追加の技術者配置が要求されるなど、事業者側にも負担が生じる。 また、県の入札事務で行われている予定価格の事前公表ができないことから、予定価格を握ろうとするような不正な動きの防止ができないことや、最低制限価格の設定ができないことから業効果あるダンプの防止ができないこと支障が生じる恐れがある。	初めに、制度を所管する財務省において、会計法第29条の6第1項及び同法第48条第2項について検討するものである。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	【徳島市】 主に調査書類の不足により生じた経費不足であるため、経費執行方法の検討だけでなく、次回の調査方法についても併せて検討していただきたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			6【総務省】 (9)統計法(平19法53) 国勢調査(5条2項)の執行経費に係る委託金については、平成32年度に行われる国勢調査において市町村経費の不足額が生じないよう、地方公共団体から意見聴取等を行った上で、平成31年度までに市町村経費の過不足の調整方法や追加交付時期を決定し、地方公共団体に通知する。
当町では職員の人事異動のたびに、別途会計事務の委任を受けた現金出納員に委任させたことや前年度末限りで解任することを、個々の職・氏名まで記載し告示してきたが、法第171条第4項の後段の告示は別添した規則の「別表第2」を告示すれば足りるという理解でよいが、また当町では、今回の回答を踏まえ、出納員の指定に係る事務の経費を削減しているが、個々の職員を辞令形式により任命することが適当との昭和38.12.19付け自治省通知を受け、個々の職員に地方公務員法第17条第1項の辞令とは別に辞令を出しているがこの事務手続きが非常に煩雑である。ついては、分任出納員を命じる辞令を口頭辞令や地方公務員法第17条第1項の辞令と併せて1枚の辞令として発出することはできないか。	有	-	-	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	個々の地方公共団体の告示について見解を示すことは差し控えるが、委任の告示については、住民に対して個々具体的に、特定の職員にどの権限が委任されているかが明らかになってさえいれば、委任された各会計職員の氏名までも告示する必要はないと解されるため、各地方公共団体において適切に対応されたい。 また、辞令の方法については、地方自治法や地方公務員法上特段の規定はないが、任命行為を客観的に明らかにしておくことが妥当であり、各地方公共団体において適切に対応されたい。	-	
回答を受け、当市としては、既存制度の枠組みにおいて、国庫納付の免除の対象になるものと判断したので、今後施設の処分に向けて検討を進めたい。	-	【八王子市】 財産処分手続は国により一定程度弾力化が図られているところですが、制度の運用にあたっては、個々の団体の事情を考慮し、国庫補助完了後10年未満の公共施設についても、事例ごとに国庫納付の必要性について協議が行えるよう、さらなる柔軟な対応をお願いしたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。なお、所管省からの回答が「現行制度上でも対応可能な場合がある」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			-
申告書データ等の地方公共団体への送信のタイミングを早期処理の観点から納税者の送信時とした経緯は承知しているが、二重課税の恐れといった当初想定されていなかった支障が生じており、課税に正確を期すことが重要であることから、今回送信方法の見直しを求めているものである。 送信方法については、例えば、現行のデータ送信はそのまま残しつつ、税務署で処理した後の適正なデータを別途送信することや、税務署で削除したデータを別途送信することなども考えられる。 各府省の回答のとおり、地方の意向確認を早期に実施していただくとともに、それを踏まえた具体的な検討スケジュールについてもお示しいただき、提案の実現に向け取り組んでいただきたい。 なお、システムの見直しに当たっては、国税連携システムの開発・運用主体である一般社団法人地方税電子化協議会だけでなく、地方公共団体が参画する検討会を設けるなどして意見を聞き、地方公共団体の事務処理に支障をきたさないような見直しを行っていただきたい。	-	【神奈川県】 神奈川県としては、課税の事務処理をできる限り迅速に行う必要があるため、e-Taxで提出された申告書データを地方団体に送信するタイミングは現行どおりとしていただきたい。 また、個人事業税の課税事務を適正に行うため、地方団体に送信される申告書データに次の情報を連携するよう求める。 ・e-Taxで提出された申告情報を税務署で審査し、国税総合管理システムデータベースに登録することなく当該申告情報が削除された場合における当該削除情報 ・本来申告すべきでない税務署にe-Taxで提出された申告情報を移送処理した場合における当該移送情報 【静岡県】 本要望の主旨は「税務署で処理した後にデータ連携」することではなく、書面申告データと同様に、「削除された」及び「他の税務署に移送処理した」などの税務署処理後のデータを別途提供することであり、これについては他の地方公共団体も支障はないと考える。	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。なお、データ送信の遅れが生じることは、留意されたい。	国税連携システムを運用している国税庁及び地方税電子化協議会と地方団体が参画する検討会を設けるなどして、地方団体の意見をよく伺って参りたい。 同システムのスキームについて変更する場合、システム改修内容によって検討や改修にかかる期間が異なってくるため、今後のスケジュールについては、ご提案の内容も踏まえ検討の場でも協議を行う必要があると考える。	6【総務省】 (3)地方税法(昭25法226) 所得税申告書等の地方公共団体への電子的送付については、地方公共団体等の意見を踏まえつつ、税務署で処理した後のデータの送信方法等を見直すことについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：財務省)	
貸付金の債権回収業務の効率化を図るため、延滞利息についても元利償還金と同様、「収納」だけでなく、「徴収」まで私人に委託を可能とする対応をしていただきたい。 また、可能な限り検討に向けた今後のスケジュールについてお示しいただき、検討状況についても随時情報提供いただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	ご提案を踏まえつつ、十分に検討していきたい。 なお、今後のスケジュールについても、現時点では未定であるが、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成27年12月22日閣議決定)において、「私人の公金取扱いの制限(243条)」については、地方公共団体の貸付金に係る違約金の収納について私人に委任することを可能とする方向で検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされていることを踏まえ、検討していきたい。	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (1)私人の公金取扱いの制限(243条)については、政令を改正し、地方公共団体の貸付金の元利償還金に係る違約金等の徴収又は収納の事務について私人に委託することを平成29年中に可能とする。	
地方自治法や地方自治法施行令等では、自治体の状況を踏まえ、予定価格の事前公表や最低制限価格の設定が認められているが、国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、都道府県が執行主体であるにも関わらず、国の会計法に則らなければならないことで、事務負担の増加や工事等工の遅れ、同一発注機関であるにも関わらず、取扱いが違ふことで、入札業者の混乱が生じることが危惧される。 国の直轄事業を都道府県が施行委任を受けて実施する場合、あくまで執行主体は都道府県であることから、地方自治法や地方自治法施行令等に則った取扱いとすべきではないか。	-	-	-	-	国の直轄事業であることから、当該制度を所管する財務省において、会計法第29条の6第1項及び同法第48条第2項について検討するものである。	-	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
定年退職者の雇用義務をどの地方公共団体が負うべきものが支障となることが、地方公務員法第28条の6第1項には、地方公共団体の組合の定年退職者等を組合を組織する地方公共団体で、また、組合を組織する地方公共団体の定年退職者等を地方公共団体の組合で再任用できる規定がある。今回の事例を同様の内容で解決できないかと考えている。				【全国市長会】 所管省からの回答が「任期付職員制度で対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○ 自治体が全ての地方公務員に対して再任用の義務を負う制度は雇用と年金の接続の観点から実現が困難というのであれば、例えば、地公法28条の6の組合に係る特例も参考とし、自治体同士で再任用に関する協定を締結するような場合に限定した上で、他自治体の退職者を再任用するような制度を検討すべきではないか。	○ 本件提案については、多様な人材の活用に係る本来の仕組みである任期付職員制度で対応できるものであり、再任用制度を改正する必要性に乏しい。 ○ また、地公法28条の6の組合に係る特例(組合と構成団体とは、相互にその定年退職者を再任用できること)については、組合の職務の性質上、高齢職員を従事させることが著しく困難な業務(消防事務、清掃事務等)が多数存在し、組合内だけでは定年退職者等に係る雇用と年金の確実な接続が困難になるおそれがあることから、組合は構成団体の事務を処理するという両者の密接な関係性の下、組合の定年退職者等の再任用を確実に行えるようにする必要性に鑑みて、特別に措置されているものである。 ○ 本件提案は、組合に係る特例とは異なり、適切な人材の確保という公務上の必要性から、他の団体の職員を任用することを求めているものであり、再任用制度とは趣旨・目的が異なることから、同制度で対応することは困難。 ○ 本件提案は現行制度で対応可能なものであるが、このことが必ずしも自治体に十分に理解されていないことから、他自治体の定年退職者を任期付職員として任用できるとその具体的な事例について、本年8月末に開催された全国人事担当課長・市町村担当課長会議において周知したところであり、今後も引き続き異なる周知を行ってまいり所存。	6【総務省】 (4)地方公務員法(昭25法261) 地方公共団体の定年退職者等(28条の4)については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平14法48)に基づき、他の地方公共団体においても任用できることや、その具体的な任用事例について地方公共団体に平成28年度中に通知するなど、必要な周知を行う。
平成27年の提案は、圏域内に中核市を有しない地域における実情を踏まえた要件緩和を求める内容であり、それを受けた措置(連携中核市の特例の創設(簡接2市))が講じられたものと認識している。 第31次地方制度調査会答申(平成28年3月16日)には、三大都市圏における広域連携等による行政サービスの提供に係る基本的な認識として「特に、総務省の一次回答は、生産年齢人口の減少や急速な高齢化に伴い行政運営上、深刻な状況が予想されることを強く認識する必要がある。」と指摘していること、また、指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会の三市長会からの「地方創生及び地方制度改革推進に向けた共同提言(平成27年10月16日)」には、「連携中核都市圏構想」に関し、「同構想の対象外とされている三大都市圏内に所在する都市においても、少子高齢化や社会資本老朽化への対応などは切実な課題であり、各都市が課題解決に向け近隣市町村と連携して取組を進め、圏域全体で活性化を図っていく必要があること、このことに対する改善提案を行ったものであり、具体的には三大都市圏に適用されている要件を撤廃し、三大都市圏を対象とすることを求めるものである。本件については平成27年度の提案とは内容が異なるものと認識しており、検討をいたしたい。	有	【小田原市】 平成27年の提案は、中核市未満の人口規模の都市であっても、複数の自治体が広域連携し、経済・生活圏域として一定のまとまりを有する場合にも、連携中核都市圏として位置づけられるように求めたもので、そのことへの対応として、総務省の一次回答のとおり措置が講じられたものである。 今回の提案は、第31次地方制度調査会答申(平成28年3月16日)の三大都市圏における広域連携等による行政サービスの提供に係る基本的な認識として「特に、郊外部においては、生産年齢人口の減少や急速な高齢化に伴い行政運営上、深刻な状況が予想されることを強く認識する必要がある。」との記載がある中で、平成28年4月1日の連携中核都市圏構想推進要綱改正で当該認識に基づいた対応が行われていないことから、このことに対する改善提案を行ったものであり、具体的には、三大都市圏のみに適用されている要件を撤廃し、地域の実情に応じて活用できる柔軟な制度とすることを当市としては提案しているところである。 上記のとおり、本件については平成27年度の提案とは内容が異なるもので、地方からの提案に対する検討が未だ行われていない案件である。 なお、当市が知覚している全国施行時特例市市長会において、平成27年度から継続して同内容の提言を国に対して行っているところではあるが、現時点で特段の対応が見受けられない状況となっている。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		連携中核都市圏については、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成26年12月27日閣議決定)」において、平成27年度中に具体的な都市圏条件を確定することとした。 この間に、平成27年度の地方分権改革に関する提案募集における提案のみならず、地方公共団体からのご意見やご要望を伺いながら都市圏条件を検討し、第31次地方制度調査会での議論も踏まえ、「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂(平成27年12月24日閣議決定)」において連携中核都市圏の要件を確定した。 したがって、連携中核都市圏の要件については既に検討済みであると認識している。 なお、連携中核都市圏構想は、第30次地方制度調査会の答申において、「地方圏は、三大都市圏に先行して、すでに高齢化や人口減少といった課題に直面してきた。人々が快適で安心して暮らせる都市環境を確保するとともに、三大都市圏から地方圏への人の流れを作るためにも、地域を支える地点の構築が課題」との認識のもとで制度化された政策であるため、主として三大都市圏を除く区域を対象としている。 そのため、本提案については連携中核都市圏構想自体の概念矛盾となるものであるため、受け入れることは困難である。 さらに、第31次地方制度調査会の答申を踏まえた連携中核都市圏構想推進要綱の改正が行われていないとの見解が示されているが、同答申においては「三大都市圏は、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、地方圏のように、核となる都市と近隣市町村との間の連携ではなく、水平的・相互補完的・双務的に適切な役割分担を行うことが有用である。」とされており、三大都市圏では連携中核都市圏とは異なる広域連携を進めるべきとされている。	
「議決までの手続において第三者の視点が入らない」という点については、他の審査請求についても同じことがいえるのであり、不服申立制度の一般法である行政不服審査法がそれを担保するための行政訴訟という道が残されていることを前提に不服審査の迅速化・簡素化を図ったのであれば、給与に関する事務等に関する審査請求に限って明らかに実質的な価値判断が必要ない審査請求については依然として議決への諮問手続を必須とすることは、住民から提出される地方自治法、行政不服審査法、情報公開条例、個人情報保護条例等に基づく不服申立てを並行して処理する現場・窓口である地方公共団体にとっては、その制度的な均衡や取扱いが異なることとの疑問を払拭しきれない。 また、形式的な判断が容易で価値判断が全く入る余地のない審査請求と、実質的な価値判断が必要となる審査請求との線引きは、必ずしも明確にできるわけではないという点については、例えば行政不服審査法第24条及び第43条の規定のように、明らかに形式的な判断が容易で価値判断が全く入る余地のない場合だけを法令で限定列挙するなどは、手続の正確性・公平性・客観性の担保という地方自治法上の目的を維持確保できるものと思われる。 総務省におかれては、地方自治法に基づく不服審査制度についても、可能な限りの慎重さを確保しながら、住民とその対応現場である地方公共団体のために少しでも手続の簡素化・迅速化を図るという視点で引き続き御検討いただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		「給与に関する事務等」に対する審査請求についての地方公共団体におけるこれまでの運用実態を踏まえつつ、提案に対する議会三団体のご意見を伺いながら、見直しも改めて検討してまいります。	6【総務省】 (1)地方自治法(昭22法67) (2)給与その他の給付に関する処分等についての審査請求(206条2項、229条2項、231条の3第7項、236条の7第2項、243条の2第11項及び244条の4第2項)については、当該審査請求が不違法であり却下する場合における議会への諮問手続を廃止し、報告とする。
本報提案の趣旨は、定款で細かな資産まで別表として定めなければならないために発生する煩雑な手続きの簡略化を求めるものであり、その支障解決の具体的な内容として第4条第2項への文言追加等を例示したところである。 提案の趣旨を踏まえ、手続きの簡略化について以下の観点から再度検討願いたい。 ●法第42条の2に基づく「出資等に係る不要財産」及び法第44条に基づく「条項で定める重要な財産」に当たらない出資財産の処分に係る定款変更の議決は、当該資産処分後に行うものであり、事実上、議会に判断の余地がない(仮に否決された場合、定款と条項に食い違いが生ずることとなる)。 なお、「出資等に係る不要財産」及び「条項で定める重要な財産」も、処分時に議決を経ることによって判断がなされ、その後の定款変更の議決は、議会に判断の余地がなく、形骸化しており、当該財産に当たらない出資財産の処分に限っては、より柔軟な取扱いを可能とすべきではないか。 ●地方独立行政法人の定款においては、地方公共団体がどのような資産を出資したのかが明らかにし、透明性を確保するため列挙すべき、として別添のように資産を列挙し、定款の一部とすようになっているところである。 しかしながら、同様の趣旨を持つ国の独立行政法人では、個別法において資産を列挙している例は見られない。 また、地独法同様地方公共団体が出資し、定款に資産について記載することとされている土地開発公社においても、定款に資産を列挙している例は見られないが、このように定款に資産を列挙することとは他の関係法令との均衡を逸しており、廃止すべきではないか。	有			【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		・地方独立行政法人の定款については、同法人の基本的事項に設立団体の意向を反映させる観点から議決に係らしているものであって、議決といった手続を簡略化することはできない。 ・地方独立行政法人は、その業務を確実に実施するために、資本金その他の財産的基礎を有しなければならない(地方独立行政法人法第6条)ことから、「資本金、出資及び資産に関する事項」は定款必須記載事項としているところである。定款記載事項としているのは、土地開発公社(公有地の拡大の推進に関する法律第14条)と同じである。	
本件提案のような、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めているとのことなので、迅速な検討をお願いします。				【全国知事会】 民泊サービスの制度設計に係る議論と併せて、適切な消防設備の設置基準についても検討を行うことを求める。 【全国市長会】 施設の事情に不案内な不特定多数の人が宿泊する施設であり、消防用設備の規制緩和には留意が必要。			
個別の事務権限の主体について規定しているものではないとのことだが、道路の規制標示補修(塗直し)のみについて、都道府県公安委員会との協議が整えば、道路管理者が自発的に補修を実施することに、地方自治法第28条の2に抵触するものではないとの解釈でよろしいか。				【全国知事会】 適切な交通規制を実施するためには、道路標示の設置及び管理を一体として行うことが適切である。 【全国市長会】 停止線の補修については、提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、提案のとおり、希望する市が実施できるようにするとともに、予算措置等の対応を行うこと。		地方自治法第28条の2は、地方公共団体間の経費負担の一般原則について規定しているものであり、個別の事務を実施する者については、当該事務に係る個別法令により規定されているものである。 道路管理者である市町村が自発的に道路標示の補修(塗直し)を実施することについては、道路交通法その他当該補修を実施する者について規定している法令に限らず、当該事務を市町村において実施することが妥当かどうかを検討すべきものである。	

総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
251	B	地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	協議により道路管理者が自発的に規制標示の管理(修繕行為等)を行うこと、都道府県公安委員会との協議により規制標示の修繕を可能とする。	道路標示の内、公安委員会の権限である規制標示(横断歩道・停止線・「止まれ」等)については、道路交通法、地方財政法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(以下「命令」といふ。)に基づき、公安委員会が設置、修繕を実施している市道であれば、「止まれ」は公安委員会と協議の上、修繕を実施しているが、停止線・横断歩道は修繕できないため、交通における一体的な交通安全対策が実施できない状況にある。また、予算措置がなされていない等の理由により、長期間修繕されない場合が多い。	市内では修繕が必要な箇所が多く、また、地域からの要望も多い。公安委員会との協議により道路管理者が自発的に規制標示の修繕を可能とすることにより、交差点における一体的な交通安全対策による安全性の向上効果が期待できる。	道路交通法第44条第1項、地方財政法第28条の2	警察庁、総務省	豊田市	大田原市、茂原市、厚木市、徳島県、久留米市	○本市でも同様に、修繕が必要な規制標示において、迅速な対応がとれないケースが見受けられる。基本的には所管する公安委員会に迅速な対応をお願いしたいが、公安委員会による緊急な対応が難しいのであれば、市が修繕を実施することで迅速な危険除去の改善が可能であると考えられる。○本市においても、横断歩道や一時停止線などの規制標示が不明瞭な箇所について修繕要望があった場合は、公安委員会に修繕の要請を行っているところであるが、対応までには時間を要しているところである。○豊田府県公安委員会において設置・管理する交通安全施設については、各都道府県警察において、維持管理を行っているところであるが、各都道府県警察の限られた予算の範囲内で行っているため、その優先度を検討して修繕を行っている。そのため、修繕が必要な箇所に対して対応できない現状があり、公安委員会と道路管理者における協議により、道路管理者による修繕が可能となれば、より総合的な交通安全施設のインフラ対策が可能となる。○本県においても、補修事業者等から同様の要望があり、制度改正により、更なる安全・安心な交通環境の整備につながるものと考えられる。○分譲地一帯を修繕(停止線、停止線補線、カーブミラー、道路補修等)する際、停止線補線、カーブミラー及び道路は、市が即時に対応することが可能であるが、停止線は警察対応となることから、市と警察の施工時期にずれが生じてしまい、緊急時の対応を一体的に行うことができない。	地方財政法第28条の2は、地方公共団体相互間の経費負担に係る一般原則を規定しているものであり、個別の事務権限の主体について規定しているものではない。		
193	B	地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約変更手続の弾力化	【現状】広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所の位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。【支障事例】①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続を行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。②「関西ワールドマスタートーナメント2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改定した。こうした事務は国の行政機関の長が向からの権限を持って、主体的に執行しているものではないこと、規約の改正にあたり、広域連合の構成府県市長の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていること3点を踏まえると、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。	許可制から届出制とすることにより、広域連合が処理する事務を速やかに追加することができ、新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	地方自治法第291条の3	総務省	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合	別紙あり	-	-	広域連合の設置、規約の変更、解散等は、地方公共団体の設置及び運営に関する事項であることから、原則として総務大臣又は都道府県知事の許可等から定めらるべきものである。これは、一部事務組合の手続に準ずるものである。規約の変更にかからず総務大臣の許可においては、①地方自治法に定められた手続により申請されないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長の協議が得られないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められること、のいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその適正性も判断しているところであり、届出制では総務大臣がこれらの適法性・適正性を判断することができないこととなり、適切ではない。また、当該案件は、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず実施する必要があるものではないこと、総務大臣が、国からの権限等の要請が行われ得る広域連合の規約の変更を許可しようとするときには、当該広域連合が処理することとなる事務を所管する関係行政機関の長の承認も必要とすることが適当であること、国の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する広域連合については、国の施策、事務等に深い関係性を有することとなる場合もあると考えられるため、総務大臣が広域連合の規約の変更の許可をするときは、関係行政機関の長に協議することとされている。この点、届出制では関係行政機関の長の協議を担保することができないこととなり、適切ではない。また、当該案件は、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず、実施する必要があるものである。以上より、都道府県の加入する広域連合の規約の変更を行う場合は、総務大臣の許可にからしめる必要がある。なお、総務省においては、都道府県の加入する広域連合の規約の変更の許可に係る標準処理期間をおおむね3ヶ月と定めている。	
234	B	地方に対する規制緩和	その他	広域連合の規約変更手続の簡便化	【現状】広域連合の規約に定められた事項のうち、広域連合の事務所の位置、経費の支弁方法以外の事項を変更しようとする場合、総務大臣の許可を得る必要がある。その際には、総務大臣は国の関係行政機関の長へ協議する必要がある。【支障事例】①関西広域連合において、まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に規定する計画を策定するため、規約の変更手続を行った。当該案件は、平成27年度の提案募集において、内閣府とまち・ひと・しごと創生本部との間で、広域連合が計画の策定主体であるかは確認済みであり、申請から総務大臣許可まで1か月半以上の期間を要した。②「関西ワールドマスタートーナメント2021」の開催を機に、広域連合として広域的なスポーツの振興を行うため、連合規約第4条を改定した。こうした事務は国の行政機関の長が向からの権限を持って、主体的に執行しているものではないこと、規約の改正にあたり、広域連合の構成府県市長の議決を得る必要があること、事前に総務省と相談を行っていること3点を踏まえると、規約の改正が将来的に国からの権限移譲につながることもなく、事業執行について法令等に係る関係行政機関の協議も不要であることから、許可ではなく、届出制でよいと考える。	許可制から届出制とすることにより、広域連合が処理する事務を速やかに追加することができ、新たな課題に迅速に対応することが可能となる。	地方自治法第291条の3	総務省	関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	-	-	広域連合の設置、規約の変更、解散等は、地方公共団体の設置及び運営に関する事項であることから、原則として総務大臣又は都道府県知事の許可等から定めらるべきものである。これは、一部事務組合の手続に準ずるものである。規約の変更にかからず総務大臣の許可においては、①地方自治法に定められた手続により申請されないこと、②地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長の協議が得られないこと、③住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められること、のいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約の内容の適法性だけでなくその適正性も判断しているところであり、届出制では総務大臣がこれらの適法性・適正性を判断することができないこととなり、適切ではない。また、当該案件は、広域連合において新たに処理しようとする事務や新たに作成しようとする広域計画が、法令等により国の行政機関が権限を持ち主体的に行う事務であるか否かに関わらず、実施する必要があるものである。以上より、都道府県の加入する広域連合の規約の変更を行う場合は、総務大臣の許可にからしめる必要がある。なお、総務省においては、都道府県の加入する広域連合の規約の変更の許可に係る標準処理期間をおおむね3ヶ月と定めている。	
235	B	地方に対する規制緩和	その他	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特別制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができるが、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならないこと(同条第4項)とされている。一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項)【支障事例】現行規定では、移譲を求められることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、国からの事務移譲がとまらなまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができず、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務をだけを持ち寄ることを求められるため、実質的にその行使ができない。また、要請にあたり、構成団体の同意形成等に時間、労力を費やすこととなるが、国に移譲を要請したとしても「条例による事務処理特別制度」とは異なり、協議にともなうコストも発生し、従って協議がある。そのため、国に対して広域連合が必要と考える事務の移譲を要請する機運が高まらない。	国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項、第291条の2第4項	総務省	関西広域連合、(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県	徳島県	-	-	広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請できる事務を、当該広域連合の処理する事務に「密接に関連するもの」に限ることとする規定は、①広域連合の制度が事務の受け入れ体制の整備を大きな目的の一つとして創設されたものであり、事務・事業の配分が着実に進んでいくことが望まれることから、広域連合が行う要請は現実的で真摯なものであるべきであり、また、仮に要請が受け入れられれば、速やかに実施できる体制が広域連合側に整えられていることが望まれること。②広域連合による要請については当該広域連合を組織する地方公共団体が法律上関与し得ないことから、要請できる範囲を予測可能なものとしておくことが適当であると考慮されること。といった趣旨から設けられたものである。本件については、平成26年度も同様の提案があり、その後の関西広域連合からの意見聴取及び関係府省との協議を踏まえ、最終的には協議決定に至らなかったものである。その後の事後変更も認められなかったことから、本提案においては、既に検討済みであると認識している。	
268	B	地方に対する規制緩和	その他	郵便等による不在者投票の範囲の拡大	介護保険法の「要介護4」の介護状態は、「介護なし」は日常生活を営むことが困難な状態であり、具体的には、「寝違り、両足での立ち、移乗、移動、洗濯、整髪」などの日常生活能力が低下している状態であり、要介護4の認定者は要介護3の認定者と同様に、介護なしでは移動が困難な状態の方が多くいる。	平成26年度末現在で、本区においては要介護5の認定者は852人、要介護4の認定者は1,064人いる。高齢化の進展に伴い、今後本区のみならず全国的に重度の要介護者数は増加していくことが予想される。郵便等による不在者投票を「要介護4」まで拡大することにより、投票する意思があっても、投票所に行くことができない区民の選挙権行使の確保につなげることができる。	公職選挙法第49条第2項、同施行令第59条の2	総務省	特別区長会	石狩市、宮古市、郡上市、新潟県、伊豆市、岡崎市、防府市	石狩市	○本市では平成27年度末現在で、要介護5の認定者数は、941人、要介護4の認定者数は、1,139人となっている。また、高齢者世帯も増加している。「要介護5」の方が郵便等による不在者投票ができていないが、対象者の見直しから10人以上が経過し、少子高齢社会を迎える中で、現行制度では対象外となっており、介護なしでは投票所に行くことが困難な「要介護4」まで拡大することにより、投票する意思のある選挙人の選挙権行使の確保が可能である。○介護認定については、「要介護5」から「要介護4」に認定が変更される方も見られ、従来利用できていた本制度が利用できなくなる。その場合、実質的に当該選挙人の選挙権行使の機会が失われることとなり、当該市においても、過去に本人や家族などからの苦情につながったケースもあった。また、「要介護4」からの本制度利用を認める声も広域から寄せられている現状がある。○平成26年度末現在で、本市においては要介護5の認定者は285人、要介護4の認定者は316人いる。本市は合併により市域が拡大し、旧村地域においては投票所までの距離が遠いため、郵便投票の範囲の拡大は住民の利便性の向上につながると思われる。○介護5の介護状態は、「重度の介護が必要とし、立ち上がりや歩行などの動作、居室の掃除や排溺などの身の回りのことがほとんどできない」とされており、ほとんどの方が介助なしでは投票所へ行くことが困難である。本市において、平成28年9月末現在で、要介護5の認定者は503人、要介護4の認定者は623人いる。さらに、高齢者人口の増加及び要介護者の認定率の上昇から、要介護者は今後も増加していく見込みである。郵便等による不在者投票ができる「要介護4」まで拡大することにより、身体的な理由で投票所に行くことができない高齢者の投票の機会を確保し、投票率の向上につなげることができる。	選挙の投票については、できるだけ多くの市民の機会を確保することが求められると同時に、選挙の公正を確保することも重要である。郵便等による不在者投票は、かつて不正が横行して、昭和27年に一旦廃止された。その後、昭和49年に身体障害者手帳における一定以上の重度障害者等に限定して再創設され、平成15年に各党各派別における議論・協議を経て、介護保険の要介護5の者を対象に加える等の改正がなされ、現在に至っている。郵便等投票の対象者の拡大等、現行制度で投票することが困難な方々の投票機会をどう確保していくかについては、総務省として、その重要性を認識しているが、一方で、過去の経緯から選挙の公正確保との調和の観点も含めて検討されるべき課題であり、各党各派別において議論されるべき事項であると考えられる。	
101	B	地方に対する規制緩和	その他	登記所の各種証明発行業務(以後、特定業務)の市の窓口での実施	現在、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)」は、民間委託に関する法律であり(第1条参照)、御指摘の条文は未来国庫である登記官が行うこととしている業務を、特例として民間委託できるようにしたものである。したがって、御提案の内容は法の基本理念にそぐわないものであり、対応は困難である。	平成26年度から27年にかけて、法務省へ要望したが、公サ法による包括的民間委託が実施されているため、市が直接、業務をすることはできないという回答であった。市は、公共サービス全般について、市民の平等性に配慮して、効率化を図っている。しかし、民間委託を前提とすると、中小規模の市町村地域では、採算が取れないことが多いという点で、これは住民に対するサービスの提供が明らかに不平等である。さらに、法務省証明サービスセンターが設置されている自治体においても、利用者が減少すれば、サービスセンターは撤去される可能性がある。そうならば、今以上に負担を抱える住民が増えるのは間違いない。	現在、市民の中には片道60kmを超える道りとなっている者もいるが、市役所で取り扱うことができれば、30km程度に抑えられ、大幅に利便性が向上する。また、市が行うことにより、人員費が抑えられ、財政面においても国の負担は減ると考えられる。さらに、市の窓口で証明発行が可能となれば、他業務とのワンストップサービスが可能となり、市民と一体となった行政運営がさらに発展する。	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第33条の2	総務省、法務省	新見市	-	-	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)は、民間委託に関する法律であり(第1条参照)、御指摘の条文は未来国庫である登記官が行うこととしている業務を、特例として民間委託できるようにしたものである。したがって、御提案の内容は法の基本理念にそぐわないものであり、対応は困難である。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
最高裁判例にて、「経費の負担区分が定められている事務について、地方公共団体相互で経費の負担区分を乱すことは、地方財政法二八条の二に違反する。」のような判例が出ており、提案内容のとおり、道路管理者が自発的に規制標示の管理を行えるようにするためには、地方財政法第28条の2に係る検討が必要と考える。				【全国知事会】 適切な交通規制を実施するためには、道路標示の設置及び管理を一体として行うことが適切である。 【全国市長会】 停止線の補修については、提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、提案のとおり、希望する市が実施できるようにするとともに、予算措置等の対応を行うこと。		地方財政法第28条の2は、地方公共団体の経費負担の一般原則について規定しているものであり、個別の事務を実施する者については、当該事務に係る個別法令により規定されているものである。 道路管理者である市町村が自発的に道路標示の補修(塗り直し)を実施することについては、道路交通法その他当該補修を実施する者について規定している法令に照らし、当該事務を市町村において実施することが妥当かどうかを検討すべきものである。	
貴省からの回答について、 ①広域連合の全構成団体の議決証明を提出することにより、適法な手続に基づく申請の確認は可能であること ②総務省との事前協議で法令に基づく国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示された場合には、再度同条第2項の規定に基づく国の関係行政機関の長との協議を行う必要はないこと ③②の協議により、当該事務が自治事務に属するとすれば、地方自治法245条の3第5項により、国の行政機関の許可、認可又は承認以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、許可等の国の関与ができないと解されること 以上の3点から、国の関係行政機関の長の権限に属さないことが明らかな自治事務については総務大臣の許可及び総務大臣と国の関係行政機関の長との協議は不要であり、届出で足りると考える。	有			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		1次回答において既に述べているとおり、規約の変更にかかる総務大臣の許可においては、 ① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと ② 地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が関わないこと ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められること のいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約内容の適法性だけではなくその妥当性をも判断している。したがって、当該許可の際に確認が必要となる事項は関係地方公共団体の議会の議決のみではない。 また、広域連合は国からの権限移譲の要請を行い得るものであるとともに、当該広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する事業性が高いと考えられるものであり、関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属さないことを判断することはできない。そして、この許可は、許可を要することとその他の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合に該当するものであって、その目的を達成するために必要な最小限の関与である。 なお、総務省との事前協議はあくまで事実上の行為であり、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目の変更が関係行政機関の長の権限に属さないものであることを示すことはない。	
① 広域連合の全構成団体の議決証明を提出することにより、適法な手続に基づく申請の確認は可能であること ② 総務省との事前協議で法令に基づく国の関係行政機関の長の権限に属さないことが示された場合には、再度同条第2項の規定に基づく国の関係行政機関の長との協議を行う必要はないこと ③ ②の協議により、当該事務が自治事務に属するとすれば、地方自治法245条の3第5項により、国の行政機関の許可、認可又は承認以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合を除き、許可等の国の関与ができないと解されること 以上の3点から、国の関係行政機関の長の権限に属さないことが明らかな自治事務については総務大臣の許可及び総務大臣と国の関係行政機関の長との協議は不要であり、届出で足りると考える。	有			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		1次回答において既に述べているとおり、規約の変更にかかる総務大臣の許可においては、 ① 地方自治法に定められた手続により申請されていないこと ② 地方自治法第291条の3第2項に規定する国の関係行政機関の長との協議が関わないこと ③ 住民の福祉の増進、事務処理の効率化等の見地から、規約の変更が著しく不適当であると認められること のいずれにも該当しないことを確認しており、総務大臣は、規約内容の適法性だけではなくその妥当性をも判断している。したがって、当該許可の際に確認が必要となる事項は関係地方公共団体の議会の議決のみではない。 また、広域連合は国からの権限移譲の要請を行い得るものであるとともに、当該広域連合に複数の都道府県が加入し、相当程度の広域にわたる事務を処理する場合には、当該広域連合の処理する事務が国の施策、事務等に深い関係を有する事業性が高いと考えられるものであり、関係行政機関の長への協議を経ずに、総務大臣が関係行政機関の長の権限に属さないことを判断することはできない。そして、この許可は、許可を要することとその他の方法によってその処理の適正を確保することが困難であると認められる場合に該当するものであって、その目的を達成するために必要な最小限の関与である。 なお、総務省との事前協議はあくまで事実上の行為であり、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目の変更が関係行政機関の長の権限に属さないものであることを示すことはない。	
今回の提案の趣旨は、広域連合が国に移譲を要請することができる事務の範囲の見直しのみならず、広域連合が国に移譲の要請を行うときには、地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例の制度」と同様、国は速やかに協議に応じるべきことを求めるものである。 現行規定では、広域連合には国への要請権があるにもかかわらず、国に移譲を求める事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連するものに限られることから、国への要請権が実質的に行使できていない。 また、要請にあたって、「条例による事務処理特例の制度」とは異なり国との協議が義務付けられていないことも要請権の行使を阻害する要因の1つとなっている。						広域連合が国や都道府県に対して広域連合が処理することとするよう要請できる事務を、当該広域連合の処理する事務に「密接に関連するもの」に限ることとする趣旨及び当該提案に関しては既に検討済みであると認識していることについては、1次回答において既に述べているとおりである。 また、この要請の場合には、広域連合との協議が国に対して法律上義務付けられているものではないが、要請を受けた国において委任の可否について十分検討することが期待されているものであり、国への要請を阻害するものとは考えていない。	
選挙の諸手続きについては、公正の確保や不正の防止を担保することは大前提であるが、高齢化社会の急速な進展に伴い要介護者数も年々増加しており、選挙人やその家族等から郵便等による不在者投票の対象者の範囲の拡大についての要望が多数寄せられていること及び投票の意思があっても投票所まで同行する介助者がいないなど、自ら投票に行くことのできない選挙人の選挙権行使の機会の確保は重要と考える。				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			
公サ法第3条の基本理念では、「公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する」旨がうたわれている。 このため、本市内で民間事業者が特定業務を行うのであれば、本市が特定業務を行うことは基本理念にそぐわない面があるかもしれない。 しかし、現実には本市内で民間事業者による業務が行われていないため、市民は時間的にも経済的にも多大な負担を強いられており、理念の前提にある「公共サービスによる利益を享受する国民の立場」に立ったものとなっていないことは明らかである。 国民の立場に立つて物事を考えれば、公共サービスの提供を受ける機会を、ある程度平等に保つことが必要であり、希望する基礎自治体が特定業務を実施できるように、公サ法の一部改正を提案する。				【全国市長会】 登記事項証明書の交付事務に係る国と地方の役割分担を踏まえた検討が必要である。		競争の導入による公共サービスの改革に関する法律は、民間委託に関する法律であり(法第1条参照)、また、御指摘のあった法第3条について、「民間事業者の創意と工夫を適切に反映させること」により、良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指す旨がうたわれている。 すなわち、本法律は、本来国職員である登記官が行うとされている業務を、特例として民間委託できるようにしたものであり、ご提案の内容は法のそもそもの趣旨・基本理念にそぐわず、対応は困難である	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容	
見解	補足資料	見解	補足資料					
<p>総務省より通知は宛出済みであるが、例えば「戸籍の届出 1 戸籍の各届出の受付に関する業務一届出人の確認、届出書の記載事項及び添付書類の確認」は、通知では民間事業者の取扱いが可能な業務とされているものの、現場での判断に誤りがあったとして是正を求められた。</p> <p>現場の実態に即した委託範囲を自治体に明示する必要があると考えており、総務省は、各担当省との調整、働きかけ及びとりまとめ等、その中心的な役割を果たすべきと考える。</p> <p>平成27年6月4日「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)において、民間事業者の取扱いが可能な業務が明示されている。</p> <p>しかし、例えば「戸籍の届出 1 戸籍の各届出の受付に関する業務一届出人の確認、届出書の記載事項及び添付書類の確認」は、民間事業者の取扱いが可能な業務とされているものの、現場での判断に誤りがあったとして是正を求められた。このため法務省は、現場の実態に即した委託範囲を自治体に明示する必要がある。</p> <p>また、法務省の第1次回答のとおり戸籍事務の窓口業務の民間委託を実施する限り、実際は業務の細分化を行わざるを得なくなり、効率的な業務運営に支障が生じしてしまう。</p> <p>公権力の行使とみなされている業務のうち支障事例にある確認等の業務は、民間の受付業務と大きく相違するとは考えられないため、法務省は、民間事業者でも対応可能な業務とする措置や基準設定を講ずるべきと考える。</p>				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		御意見の点については、経済財政運営と改革の基本方針2016に基づく自治体の公共サービスに関する検討において、所管省庁と協議しながら、考え方を整理し、地方自治体における窓口業務等の民間委託実施の際の活用に資することとして参りたい。	6【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月20日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
<p>労働者を指揮命令等するには、現行の法令解釈上、直接雇用や労働者派遣による業務運営となることは区でも認識している。労働者派遣といった手法を活用しながら委託につなげたとしても、従事者の特定はできない課題は多い。</p> <p>さらに労働者派遣は臨時的・短期的雇用であり、民間委託等を活用した継続的、持続的な業務運営や公共サービス改革の趣旨である民間委託の推進につながっていない。</p> <p>したがって、厚生労働省は、特に公共サービス分野といった民間企業の参入が関係拓の分野に対して、自治体職員と受託事業者の迅速な意思伝達が可能となる、「偽装請負」にあたらない委託の仕組み・措置等を講じることが必要と考える。</p> <p>窓口業務には正確性と迅速性が求められるとともに、適切な判断の下での大量反復処理が必要である。また、窓口業務の委託により、民間のノウハウを利用することでサービス向上につながる必要もある。</p> <p>一方、ノウハウの蓄積があるとしても、より高い専門性が求められる場合には、自治体側と受託者間で速やかな判断が求められる場合が生じる。</p> <p>従って、サービス利用者(住民)の立場に立ちながら、自治体職員と受託者が迅速な意思伝達が行い得る、窓口業務委託の仕組みの構築が必要である。「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月20日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>なお、戸籍・住民基本台帳等の窓口業務は専門性が高く、従事者が安定しない労働者派遣では、対応が困難である。</p>		【柏市】 平成27年6月に打ち出された骨太の方針2015では、「市町村等で今も取組が進んでいない、窓口業務などの専門性は高いが定型的な業務について、官民が協力して、大胆に通正な外部委託を拡大する。」と言及し、今後の窓口サービスの委託化推進を明確に打ち出している。 <p>更に、地方交付税の算定の改革として、トップランナー方式の導入により、民間委託等の業務改革の推進が一層加速する状況の中、日本公共サービス研究会の幹事市を務め、先進自治体として窓口業務の外部化を進めている足立区で発生した偽装請負の問題は、今も他の自治体で窓口の民間委託導入を進める上で、足かせとなつていない。総務省による第1次回答で示す「手引き」には、窓口における具体事例に即した偽装請負の線引きについては言及が殆どなく、足立区の事例はその手引き発出後に起きたこととあり、その効果が十分とは言えない。</p> <p>本市においても、窓口の外部化を進めるに当たり、偽装請負防止の観点から、受託者側の労働者との接触に関し、慎重にならざるを得ず、仕様の複雑化や事務の煩雑化を招いている。これにより、窓口における一連の業務の連続性が損なわれる可能性及びサービスの低下に繋がる可能性を抱えている。</p> <p>様々なケースが存在する窓口業務において、作業手順の説明する指揮命令と判断される状況では、発注者、受託者にとっても非常に使い勝手の悪いものとなってしまい、結果、目の前で待つ市民にとっても不都合となる。</p> <p>受託者から派遣される労働者の雇用の安定その他福祉の増進を確保しつつ、偽装請負の定義について再度整理をし、想定される事例を以って線引きを行っていただきたい。</p>		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		御意見の点については、経済財政運営と改革の基本方針2016に基づく自治体の公共サービスに関する検討において、所管省庁と協議しながら、考え方を整理し、地方自治体における窓口業務等の民間委託実施の際の活用に資することとして参りたい。	6【総務省】 (8)競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平18法51) 地方公共団体における公共サービスの改革の推進については、「経済財政運営と改革の基本方針2016」(平成28年6月20日閣議決定)に基づき、民間事業者に取り扱わせることができる窓口業務の範囲や業務の実施方法について考え方を整理した上で、窓口業務の適正な民間委託等の推進の方策について検討し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。	
<p>指定NPO法人については、より手厚い税制控除の対象となる認定NPO法人の要件ともなることから、慎重な手続が求められることは認識している。</p> <p>しかし、指定NPO法人の名称・所在地の扱いについては、議会の議決を経る条例で規則へ委任することで地方団体の意思を明確にできるのではないかと考えており、改めて検討をお願いしたい。</p>		【神奈川県】 総務省の回答では、現行どおりの運用を考えているようだが、神奈川県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への咨申を受けていることから、適正に運用されていると考えている。 <p>現状では、法人の主たる事務所の住所変更さえも条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議会は本来、政策的議論を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めるとはなじまないと考えことから、最低限これらについては、改善を求める。</p>		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		繰り返しになりますが、地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の控除対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとするということとされています。 <p>これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。</p> <p>このため、より慎重な課税上の手続が求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にするためには、住民全体を代表する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えます。</p> <p>また、一般に地方税の賦課徴収に関する基本的事項は、地方団体の条例によらなければならないこととされていることから、当該寄附金税額控除の対象となるNPO法人の指定については、条例で定めることが求められ、規則に委任することは適切ではないと考えます。</p> <p>なお、寄附金税額控除の対象となるNPO法人について、条例において、個別に当該NPO法人の名称に加え、主たる事務所の所在地も規定する必要がある理由は、納税者及び認定NPO法人の認定を行う所轄庁が明確に当該NPO法人を特定できるようにするためであり(特定非営利活動促進法では、NPO法人の名称について重複が排除されていないことから、名称のみとした場合、当該法人を特定できないおそれがあります)、主たる事務所の所在地も名称と併せて当該法人を特定するため必要不可欠な情報と考えております。</p>		
<p>国の回答では現行どおりの運用を考えているようだが、本県では、NPO法人の指定にあたって、議会の議決を経た「地方税法第37条の2第1項第4号の規定により控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準、手続等を定める条例」に則り指定を行っており、また、指定の審査にあたっては外部有識者による審査会に諮り、指定の是非について知事への咨申を受けていることから、適正に運用されていると見ている。</p> <p>現状では、法人の主たる事務所の住所変更さえも条例改正のために議会の議決を求めなければならないが、議会が本来、政策的議論を行う場であり、住所変更などの形式的な要件について判断を求めるとはなじまないと考えことから、最低限これらについては、改善を求める。</p>				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		繰り返しになりますが、地方税法第37条の2第1項第4号又は第314条の7第1項第4号に基づく寄附金として、認定NPO法人以外のNPO法人に対する寄附金を条例において個別に指定し、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることによって、国税の控除対象となる認定NPO法人の認定要件のうちPST要件を満たすものとするということとされています。 <p>これらにより、指定を受けたNPO法人が認定NPO法人となった場合には、その影響は国税である所得税及び法人税にも直接及び、また、他の地方団体にも影響が及ぶ場合があります。</p> <p>このため、より慎重な課税上の手続が求められ、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる、住民の福祉の増進に寄与するNPO法人であることを当該地方団体の意思として明確にするためには、住民全体を代表する機関である議会の議決を経て定める条例において、個別に当該NPO法人の名称及び所在地を規定する必要があると考えます。</p> <p>また、一般に地方税の賦課徴収に関する基本的事項は、地方団体の条例によらなければならないこととされていることから、当該寄附金税額控除の対象となるNPO法人の指定については、条例で定めることが求められ、規則に委任することは適切ではないと考えます。</p> <p>なお、寄附金税額控除の対象となるNPO法人について、条例において、個別に当該NPO法人の名称に加え、主たる事務所の所在地も規定する必要がある理由は、納税者及び認定NPO法人の認定を行う所轄庁が明確に当該NPO法人を特定できるようにするためであり(特定非営利活動促進法では、NPO法人の名称について重複が排除されていないことから、名称のみとした場合、当該法人を特定できないおそれがあります)、主たる事務所の所在地も名称と併せて当該法人を特定するため必要不可欠な情報と考えております。</p>		
<p>厚生労働省、内閣府、総務省からの一次回答では、特定個人情報等の必要性や事務の効率性のうえで、本件については、感染症法第39条第1項に関する事務において、保険の加入状況等を把握するため必要であるとの回答であった。</p> <p>しかし、今回、要望している感染症法37条の2に基づく公費負担医療申請時の記載事項については、同法施行規則第20の3に示されているが、その記載事項に保険の加入状況は、明確な記載事項になっておらず、今回指摘のあった法39条第1項に関する必要な保険加入状況の確認については、申請前に医療機関が保険証の提示を求め確認している事項である。</p> <p>従って、法39条第1項で必要となる保険の加入状況は医療機関で把握することから、申請を受ける保健所では、個人番号を以て保険の加入状況を確認しない情報であり、そのために個人番号を求めることは、マイナンバー法の主旨に反して、不必要な情報入手のために、あえて特定個人情報の提供を求めることとなるため、引き続き法37条の2の申請における個人番号記載を求めないことを強く求める。</p>				【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		【内閣府の回答を記載】 御指摘のとおり、感染症法第37条の2第1項に基づく公費負担申請時の記載事項として、保険の加入状況は求めていない。しかし、申請時の添付書類の省略のために個人番号の記入を求めているだけでなく、感染症法第39条第1項により、公費負担額の決定の際には、金額のみならず都道府県において保険料を確定する必要があるため、この点における事務の効率化を行うために個人番号の記入を求めているものである。マイナンバー法に反した不必要な情報の入手ではないため、引き続き個人番号の記入を求めることとする。 <p>なお、本取扱いについては通知を发出し周知させていただくこととする。</p>	6【総務省】 (7)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平10法114) 公費負担の申請時(37条の2第1項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担額の決定(39条1項)の際に、都道府県において保険料を確定する必要があるため、この点における事務の効率化を行うためのものであること、地方公共団体に平成28年度中に通知すること、(関係府省:内閣府及び厚生労働省)	
<p>各府省からの回答にあるとおり、住民基本台帳ネットワークシステムにより住所情報を確認する方法をとることで、具体的な支障の解消等が図られるものと認識しているが、他県における支障事例もあつたとおり住民基本台帳ネットワークシステムによる支障の解消は、自治体の現状等に即しておらず、費用の面からも現実的ではない。</p> <p>申請者の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から、住民基本台帳ネットワークシステムに即した形で情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、情報提供ネットワーク上の制約を解消すべきである。</p>		【静岡県】 静岡県では、住民基本台帳ネットワークシステムについて、安易に増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住民基本台帳ネットワークシステムによる支障の解消は、自治体の現状等に即しておらず、費用の面からも現実的ではない。 <p>申請者の利便性の向上及び行政事務の効率化の観点から、住民基本台帳ネットワークシステムに即した形で情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、情報提供ネットワーク上の制約を解消すべきである。</p> <p>その結果、他部署端末までの移動の手間と検索結果データの運搬リスクの課題が挙げられる。</p> <p>また、他業務と共用で住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、業務の重複や、業務担当者証明時期は多くの時間を窓口や電話対応に費やすことを踏まえても、患者情報を必要とする業務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用することは難しいと考える。</p>		【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。		住民情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていない。 <p>なお、マイナンバー制度は、個人情報保護の観点から、特定個人情報は分散管理を行い、情報連携は個人を特定し得ないよう、個人番号とは異なる符号を用いて行う仕組みとしている。このため情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を容易に特定し得る住所情報と特定個人情報を併用することは、この仕組みの趣旨に反する。</p>		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
対象者の利便性向上のため、住所地情報を住民基本台帳ネットワークシステム(以下、「住基ネット」という。)を通じて取得することは可能だが、住基ネットを利用するための専用端末が申請書受付事務を行う各健康福祉センターに配備されていないため、住基ネットを利用するためには端末が配備された部署まで出向く必要がある。そのため、現状では情報連携が不十分と言わざるを得ず、行政事務の無駄を排除できていないのではないかと思慮する。 また、各健康福祉センターへ住基ネット端末を配備するためには追加的な予算措置を要するため、費用の面からも効率化が図れない。 以上から、対象者の利便性の向上と行政事務の効率化の双方を同時に達成するためには、住基ネットの追加配備に依らない形で情報検索が求められており、情報セキュリティを担保した上で、制度上の制約を解消すべきである。		【静岡県】 静岡県では、住基ネットの利用について、安易に増設という形をとるのではなく、業務フローの見直しによって運用を行う方針であるため、住基ネット端末の増設は予定しておらず、他業務で使用している既存の住基ネット端末を利用する。 その結果、他部署端末までの移動の時間と検索結果データの運搬リスクの課題が挙げられる。 また、他業務と共用で住基ネット端末を利用することでの混雑や、難病受給者証更新時期は多くの時間を窓口や電話対応に費やすことを踏まえても、患者情報が必要とする難病業務において住基ネット端末で検索を行うことは難しいと考える。		【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。		住基情報については、住民基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住民基本台帳ネットワークシステムにより確認することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象とはしていない。 なお、マイナンバー制度は、個人情報保護の観点から、特定個人情報とは分散管理を行い、情報連携は個人を特定しないよう、個人番号とは異なる符号を用いて行う仕組みとしている。このため情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を容易に特定し得る住所地情報と特定個人情報と紐付けることは、この仕組みの根幹に反する。	
本制度は法律や国の基準に基づくものであり、全国一律の対応が必要である。 申請者が提出すべき資料の1つに保護者等の生活保護の受給を証明する書類がある以上、マイナンバー制度による情報連携の対象となつた場合、生活保護受給者のみが別途、市役所等で証明書を取得する必要が生じるため、申請者の負担が他の申請より大きく、住民サービス面において不平等である。 また、経済的に困難な家庭環境にある子どもたちへの就修学支援の充実の観点からも対応が必要であり、前向きに検討願いたい。 なお、本件については、文部科学省とも調整の上、対応願いたい。		【北海道】 北海道では、当該事務に係るマイナンバー制度における情報連携(情報照会)を平成30年4月から開始する予定としているため、開始までに所要の措置を講じるよう要望する。		【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○ 第1次ヒアリングにおいて、文部科学省から、提案の実現に向けて、関係府省と相談しながら対応について検討していきたいとの趣旨の発言があったところであり、文部科学省において早急に検討いただきたい。	(内閣府の回答を記載) ○ 特別支援学校への就学奨励に関する法令によれば、生活保護関係情報について情報連携を行う必要性が認められるため、生活保護関係情報を連携対象とするよう、関係省庁と連携して必要な法改正等を行う。 ○ なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。	6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (イ)特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭29法144)による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務(別表2の37)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報を追加する。 (関係府省:内閣府、文部科学省及び厚生労働省)
府民の不公平感を是正する意味から214,000円を超える収入階層の世帯について情報連携の適用が可能な世帯に生活保護世帯に準ずる世帯として照会を行った結果、当該世帯については委員会規則で定める要件に合致しないと整理されたため、情報連携の利用ができないとの回答があったものとする。このような経緯を踏まえた上で再度御判断願いたい。 また、総務省におかれては、上記の趣旨に鑑み、当府の見解を御理解いただきたい。				【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、法定事業である公営住宅の歳・目的に合致するのかわかりの判断にかかっており、収入の上限のみ判断基準があるわけではないため、おおむね公営住宅の趣旨に合致するのかわかりの判断を総合的な観点で地方公共団体と相談しながら考えたいとの趣旨の発言があったところである。このため、提案団体が挙げている収入階層が公営住宅に準ずる対象者と整理できるのかわかり、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、個人情報保護委員会から、公営住宅に準ずる対象者、特定優良賃貸住宅に準ずる対象者、上限の収入が重なる部分が生じる可能性があるが、定性的に整理すれば、結果的に一定の階層で対象になり得るとともに、個人情報保護委員会が示しているQ&A(独自利用事務と準ずる法定事業は1第1対応していないといけない)には抵触しない、との趣旨の発言があったところである。これを受け、本件提案の実現に向けて、提案団体の挙げている収入階層を、公営住宅に準ずる対象者とするのか、それとも特定優良賃貸住宅に準ずる対象者とするのかのいずれかが妥当なのか、個人情報保護委員会において地方分権改革推進室を通じて提案団体との調整を早急に進めるとともに検討いただき、第2次ヒアリングまでに結果をお示しいただきたい。 ○ 上記の検討に当たっては、地方分権改革推進室を通じて独自利用事務について情報連携を可能とするための提案団体の案例制定に向けたスケジュールを把握した上で調整を進め、情報連携が開始される平成29年7月に間に合うよう、個人情報保護委員会において早急に検討いただきたい。	(内閣府の回答を記載) ○ 提案団体が挙げる収入階層について、準じる法定事業として「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)」による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の35の2)に準ずる事務として認められることとする。 ○ また、1つの独自利用事務(提案団体の事務)で、対象者を整理した上で複数の法定事業(公営住宅の事務及び特定優良賃貸住宅の管理)に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能なため、その旨を個人情報保護委員会のQ&Aに明示することとする。 ○ なお、実施開始時期については、照会を希望する地方公共団体における案例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となるため、最速で平成30年4月以降となる。 ○ 同様の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等で構成)を年1度開催することとする。	6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の35の2)に準ずる事務として認められることとする。また、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法04)による学費の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省) ・1つの独自利用事務において対象者を整理した上で複数の法定事業に準ずることとして個人情報保護委員会に届け出ることが可能であることについて、「情報連携に関するQ&A」(平27特定個人情報保護委員会事務局総務局)を平成28年度中に改正し、明示する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会及び国土交通省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)
独自利用として行う事業が、法定事業である高等学校等就学支援金の上乗せ事業であり、特に貧困世帯である生活保護世帯には手厚く補助をする制度となっており、生活保護の受給状況を把握することが必須になっているため、受給資格申請者である生活保護世帯の認定申請における利便性を高め、事務の省力化を進めるため、利用可能な情報を拡大することが必要と考えています。 また、全国すべての都道府県で実施している国が創設した「奨学のための給付金」は、非課税世帯と生活保護世帯で支給単価に差を設けており、国が給付申請書の添付書類として生活保護世帯については生活保護受給証明書の提出を求めているため、生活保護関係情報を入力することは必須である。非課税世帯については添付書類は不要であるが、生活保護世帯については生活保護証明書を添付することを求めることは、国民の理解を得ることは難しいため、子どもの貧困対策として実施する「奨学のための給付金」において必要な生活保護情報についても、情報連携の対象として認めるべきであると考えています。 なお、法定事業である高等学校等就学支援金事業においても、生活保護受給証明書は課税証明書の代替として使用することができるとされており、生活保護関係情報を入力することができれば、市町村民税所得割額を用いる場合と比較して事務を効率的に処理できると考えられるため、情報連携の対象として認めるべきであると考えています。				【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○ 上乗せ補助事業である奨学給付金の国の補助要綱及び法定事業である高等学校等就学支援金事務の国の事務処理要領で必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事業である授業料減免を実施する上で地方公共団体において必要とされている生活保護関係情報及び地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、基となる法定事業で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用について、個人情報保護の観点から懸念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。	(内閣府の回答を記載) ○ 移管を受けた公益財団法人での利用については、マイナンバーの民間での利用を可能とする提案となるが、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、民間での利用は認めない。 ○ 委託を受けた公益財団法人での利用については、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うこととできる主体は、法令で明確になっている必要があると考えており、都道府県の委託によりマイナンバー利用事務を行うこととされている公益財団法人を情報連携の主体として認めることは困難である。	6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務については、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平5法52)による賃貸住宅の管理に関する事務(別表2の35の2)に準ずる事務として認められることとする。また、高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務については、独立行政法人日本学生支援機構法(平15法04)による学費の貸与に関する事務(別表2の106)に準ずる事務としても認めることとし、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」(平27特定個人情報保護委員会)を平成28年度中に改正する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)
本県は、(公財)兵庫県高等学校教育振興会に事業を移管・委託しており、マイナンバー情報の利用等できない。 そもそも、当該奨学金事務は(独法)日本学生支援機構(旧日本育英会)から都道府県に移管された経緯を踏まえれば、当該機構がマイナンバー情報を利用できる一方で、(公財)兵庫県高等学校教育振興会のような都道府県から奨学金事務を移管・委託された公益財団法人が利用等できないのは法制上の不備である。そのため、本県は法律別表第1及び別表第2に当該事業及び公益財団法人を追加することを提案している。 それが不可能な場合であっても、移管先等において、マイナンバー取扱規程を定め、それに基づいて作業を行うこととし、個人番号を取り扱う者も地方公務員法の身分を有し同法上の守秘義務が課せられている場合は、実質的に県が実施する場合と同様であり、情報管理上の問題がないと考えられることから、マイナンバー法第9条第2項等について、事務の移管・委託をした場合でも移管先等個人番号の利用及び情報連携ができるよう法改正をお願いしたい。 なお、法改正にあたっては、公益財団法人をマイナンバー情報利用者に位置付ける必要があるが、「高等学校の奨学金事務について地方公共団体から事務移管・委託を受けた公益財団法人」と限定することで可能であると考えている。				【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。	○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法定事業として扱う場合と、独自利用事務として扱う場合の双方があり得るが、当該事務の所管省庁と情報提供する事務の所管省庁の調整が整えば、制度改正というところではあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、どのような制度改正が必要となるかについて関係府省において早急に検討いただき、関係府省に提出する案例・調整を進めていただきたい。 ○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、情報連携の主体は法律に位置付けのある法人と整理しており、法律レベルで一般的に財団法人を位置付けるかという点については慎重な検討が必要との趣旨の発言があったところである。しかしながら、公益財団法人に関する公益認定は法律上の仕組みであるため、主体として明確ではないが、また、公益財団法人について一般的にはなく、条件を付けて限定して認定することもあり得るのではないか。 これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。	(内閣府の回答を記載) ○ 移管を受けた公益財団法人での利用については、マイナンバーの民間での利用を可能とする提案となるが、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、民間での利用は認めない。 ○ 委託を受けた公益財団法人での利用については、個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うこととできる主体は、法令で明確になっている必要があると考えており、都道府県の委託によりマイナンバー利用事務を行うこととされている公益財団法人を情報連携の主体として認めることは困難である。	— 6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (vi)上記のほか、地方公共団体における行政運営の効率化を図る観点から、附則6条1項に基づき、同法の施行後3年を目途として、同法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、国民の理解を得つつ、所要の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省及び国土交通省)

総務省「最終的な調整結果」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支障事例		
252	B	地方に対する規制緩和	その他	住所変更による券面事項の追記は不要に改正する。(事務処理要領の改正)	マイナンバー制度開始に伴い、通知カードとマイナンバーカードの券面変更事項の追記事務が市区町村事務に追加された。従来の住民票移動事務は、様々な要因により住民異動が多い自治体では、作業の量・時間において大きな負担となり、住民異動の多い時期は住民にとって最も窓口での待ち時間増大の原因となっている。家亡期の1月～5月では、200～300件/1日を超え、1件について係員4名であった場合、最大120枚の追記が必要となる。追記する際は、通知カード以外にも住基カードや在留カードもあるため、追記事務は自治体の大きな負担となっている。	住所変更による券面事項の追記を不要にした場合、転入・転居などの事務作業のうち通知カードへの記載時間が不要となるため、住民の待ち時間の短縮が期待される。また、住所異動が多い自治体は、追記欄不足が頻発に発生し、通知カードの再交付が必要となるが、住所異動による追記が対象外となれば、再交付件数が抑えられ、発行及び送付にかかる経費の削減を図ることができる。マイナンバーカードは、本人確認書類となるため、変更事項の追記は必要と考えるが、通知カードは、本人確認書類にはならない書類であり、他に本人確認書類の提示が必要であるため、住所異動まで厳格に記載する必要はないと考える。	(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条第19号	内閣府、総務省	豊田市		<ul style="list-style-type: none"> ○通知カードは住民票変更する住民が利用しているものあり、住所異動が発生するたびに通知カードの追記が必要となるため、住民の待ち時間が長くなる。また、通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。 ○通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。 	個人番号利用事務等実施者が、個人番号の提供を受けるときは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第16条の規定により、本人確認の措置として、一般的に個人番号カードの提示通知カード及び当該通知カードに記載された事項が本人確認の要件となることを証するものとして主務省令で定める書類の提示が合理的であると認められる場合において、本人確認の措置として、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載されている書類の提示が必要となること。出生の年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することとなるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、個人番号の提供の際の本人確認ができなくなる。このために、番号利用法において、通知カードの追記欄に、変更に係る事項の記載が必要としているところである。	
290	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報照会の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を利用して情報照会等を行うことができない。現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っているが、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整えた上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーによる照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることになる。その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。	公営住宅の管理は、全国の多くの自治体で「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者の利便性向上、行政の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府	北海道、神奈川県、八尾市、大牟田市		<ul style="list-style-type: none"> ○通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。 ○通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。 	(内閣府の回答を記載) 情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を紐付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするなど、情報連携をすることができる場合をマイナンバー法別表第21に規定し明確化するなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとしております。 指定管理者は、法人その他の団体であり、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行うことができる主体としておりません。	
296	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会事項の見直し	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務と異なる場合がある。また、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めているが、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。 【効果】 所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務と異なる場合がある。また、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めているが、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。 【効果】 所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	茨城県、京都府、生駒市		<ul style="list-style-type: none"> ○通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。 ○通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。 	(内閣府の回答を記載) 情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。
297	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムの情報照会事項の見直し	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務と異なる場合がある。また、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めているが、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。 【効果】 所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	【支障事例】 独自利用事務が照会する特定個人情報については、準ずる法定事務が照会する特定個人情報の項目と一致することとされているため、独自利用事務が必要とする特定個人情報の項目が、準ずる法定事務と異なる場合がある。また、マイナンバーの利用、情報提供ネットワークシステムの使用を認めているが、不妊治療と難病医療の趣旨又は目的が同一であるかの判断が難しい。 【効果】 所得額・税額証明書等の添付書類削減による住民の利便性の向上。 情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	大分県提案分	豊田市、京都府、加古川市、鳥取県、大村市、大分県		<ul style="list-style-type: none"> ○通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。 ○通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。通知カードは本人確認書類ではないため、住所異動の際に本人確認書類を提示しなければならない場合がある。 	(内閣府の回答を記載) 情報提供ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	見解	見解	見解	見解	見解
<p>本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合には、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所が記載されている書類の提示が必要とあるが、写真付の1点確認で良い本人確認書類には、氏名・生年月日が記載されており、住所までの確認は不要となる。</p> <p>また、写真無しの書類では、2点の提示であり、実際に提示される想定される書類には、氏名・住所より氏名・生年月日の記載がされたものが主である。よって、通知カード上の住所が真正である必要はなく、通知カードの住所変更の記載を廃止することが必要である。</p> <p>また、通知カードのみ住所変更がされているも、窓口業務の現状では、本人確認書類の住所も変更されていない事例は多く、逆に本人確認書類の住所は変更しているが、通知カードは変更されていないというケースも多いことが見込まれる。</p> <p>通知カードと本人確認書類の記載内容の確認は、上記で述べたとおり、氏名・生年月日で十分であり、行政・民間窓口での氏名・住所による本人確認の措置が実施できないことによる混乱をさけるためにも、氏名・住所での確認は実施しないことが望ましく通知カードの住所変更の記載を廃止することが必要である。</p>	<p>【神戸市】 通知カードと本人確認書類の照合を行うに当たり、住所地の不整合については、地方公共団体の窓口であれば、住基ネットでの住所履歴の確認により対応が可能である。パスポートは自身で住所の事務手続きが可能であることから、住所地の証明としては不要であり、運転免許証も住所変更手続きを行っていない場合は、通知カードに記載の住所地との不整合は起こりえず、その場合でも、氏名・生年月日で照合することとなるため問題はない。住所地と異なる、生年月日は不整合であり、本人確認の前提としては、より確実性の高い情報であることから、照合の際は、氏名・生年月日の組み合わせを最優先とすること、殆どのケースは対応が可能である(実例、番号法施行規則第1条第3項に示す本人確認書類(保険証、年金手帳等)に加え、住民票や印鑑登録証等にも氏名、生年月日は記載されている。)</p> <p>総務省が懸念する、住基ネットが使用できない民間事業者においては、本人確認書類として使用する書類について、相手方に対し、氏名・生年月日の入っているものを提示して持参するよう求めることと合わせて、社内にも同じ期且つ生年月日まで合致する者が2人以上いないことが確認できれば、通知カードにおける住所地の不一致は不問とすることで、この問題は解決すると思われる。</p> <p>これらの措置により、通知カードの追加の大半は不要となり、市民の待ち時間及び行政側の負担の軽減が図られることは、双方にとって利益となるのではないかと。</p> <p>【新潟県】 個人番号利用事務等実施者が本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合において、出生の年月日の記載のある書類の提示を受ける場合は、通知カードの氏名及び出生の年月日により確認を行うため、住所の確認は必要とされていない。</p> <p>このため、運転免許証、旅券、在留カード、各種保険証等の他、出生の年月日の記載のある書類を有している大半の国民にとってれば、住所変更の都度提示されている通知カードの住所及び住所変更履歴の更新が容易に行われている。特に、外国人住民は出生の年月日の記載のある在留カード等を有しているため、そのほほ全てにおいて通知カードの住所確認とされていないと考えるが如何か。</p> <p>なお、出生の年月日の記載のない書類の提示を受けるケースに対応するためには、住所変更に係る通知カードの券面記載事項の変更手続きを義務化せずとも、本人の希望により行えるよう取り扱いを改めることにより対応が可能ではないかと。</p> <p>【徳島県】 提案団体である豊田市の他、30近くの自治体が共同提案に連なっていることから、本事務が多く住民や自治体に負担になっていることは明らかである。住所等を変更するためには変更がある世帯委員の「通知カード」を窓口で持参し、自治体の職員が全員分のカードの住所等を確認する必要があり、一方で「通知カード」の未交付率(国では全世帯の約2.2%)も少なくなく、住所変更の際に通知カードを持参しない者も約2〜3割存在しているのが実態である。その対応(自治体においては案内・電話対応、カードの再送・再作成などの費用・人員の負担、通知カードの未受領や持参しなかった者の再発行等に係る住民負担など)も住民と自治体の負担となっている。</p> <p>国の回答にある番号法の本人確認の措置は、不正を防止するために適切に行わなければならないが、住民や自治体の負担を考えると「通知カード」の住所等に開示する必要はないのではないかと。また、個人番号を有するものとして「通知カード」はカードである必要はないのではないかと。現在の住所等が記載されていない「通知カード」が提示された場合は、別の書類などを提示することで確認するなど、住民と自治体の負担にならない方法を検討すべきではないかと。例えば、住民が住所等変更した場合には必要に応じて転入届の際に自治体の職員が最新の住所、氏名、個人番号が記載されている「個人番号通知」(住所変更を防止し、住所変更を通知する)を交付するなどの方法で十分ではないかと考える。よって、住民や自治体の負担が大きい「通知カード」の住所変更追加を行わずとも、番号法の本人確認が適切に行えるよう法令等を整備し、本提案のとおり「通知カード」の住所変更追加事務を廃止するよう望む。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、本人確認の措置として通知カードの提示を受ける場合には、本人確認書類として生年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することに、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、本人確認ができないとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、多くの地方公共団体から提案がなされていることを踏まえれば、現場には追加に係る事務負担等の支障があり、かつ、通知カードの住所変更をなくしても制度運用が可能であるという判断が地方公共団体にはあるのではないかと。</p> <p>○ 例えば、住所変更をした者については、住所変更が確認できる書類とセットで提出等を求める等の措置をとれば、本人確認には支障がないのではないかと。</p> <p>また、本人確認の制度の厳格な運用と、地方公共団体における住所変更の追加事務による職員負担とそれに伴う待ち時間の増大による住民サービスの低下、追加を受けるための来庁に伴う住民の負担等を考慮して制度の見直しをすべきではないかと。</p> <p>これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>①第1次回答においては、個人番号利用事務等実施者が、個人番号の提供を受ける際には、番号利用法第16条より、本人確認の措置が必要となり、本人確認として通知カードを提示する際には、番号利用法施行規則第1条第1項第2号より、併せて通知カードに記載されたものと同一の氏名及び出生の年月日、又は、氏名及び住所が記載されている書類の提示が必要となること、出生の年月日の記載のない書類を提示するケースにおいては氏名及び住所が通知カードの記載と一致していることを確認することとなるが、通知カードに記載のある住所について変更の措置を講じていない場合には、住所の記載が不一致となり、本人確認が出来ないこととなり、不都合が生じるため、住所の変更について通知カードに追加することとされている旨、回答したところ。</p> <p>②専門部会からの主な再検討の視点においては、「例えば、住所変更をした者については、住所変更が確認できる書類とセットで提出等を求める等の措置をとれば本人確認には支障がないのではないか」との指摘がある。この点については、確かに、変更後の住所が確認できる書類を持参することは、本人であることと一定証明する資料とはなるが、通知カードに記載された住所と不一致である場合については、本人確認として不十分である。併せて提示される書類の記載が通知カードの記載と一致していることが求められる趣旨は、通知カードは市町村により送付され、記載の変更も市町村により行われる点に、高度の信頼性があること、個人番号の提供という厳格に本人確認を実施するべき場面においては、当該通知カードの記載と、併せて提示される書類の記載が一致していることを求めるという点にある。</p> <p>③提案団体からの第1次回答に対する見解として、個人番号の提供を受ける際の本人確認として、通知カードと併せて提示される書類としては氏名及び住所より氏名及び生年月日の記載がされたものが主であると想定される、とあるが、併せて提示される書類に生年月日の記載がない場合は氏名及び住所の記載の一致を確認することが想定される以上、住所変更の追加を不承とすることはできない。</p> <p>④また、通知カードと併せて提示される書類自体の住所が変更されていないため、通知カードの住所の変更を追加する必要性が乏しい旨の見解が示されているが、それは法令等に則り当該通知カードと併せて提示される書類の更新を行うべきものであり、通知カードの住所変更の追加の必要性とは関係がない。</p> <p>⑤また、追加共同提案団体からの第1次回答に対する見解として、住所の記載が最新になっていない場合の確認については、住基ネットを確認すればよいのではないかとあるが、②で述べた、併せて提示される書類の記載が通知カードの記載と一致していることが求められる趣旨に鑑み、本人確認として不十分である。また、住基ネットを確認できない個人番号利用事務等実施者の対応については、社内に同じ同名かつ生年月日の合致する者がいないことが確認できれば住所の不整合を不問とする旨の提案があるが、特定の条件下における個別の対応であり、制度を変更する事由とはならない。</p> <p>⑥なお、通知カードへの住所変更の追加が、市町村の事務の負担となっていることとあるが、制度の根幹を変更しない前提での対応については、要望等があれば実施可能かどうかも含め、引き続き検討する。</p>	<p>6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (vi)通知カードの住所変更追加に関する市町村の事務負担の軽減の在り方については、制度の運用実態や市町村の意向に係る調査を行った上で、番号提供時における国民の利便性も十分配慮しつつ、その結果を踏まえた適切な対応について検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省：内閣府)</p>
<p>指定管理者制度は、民間のノウハウを活用して公の施設を管理運営させるといいう地方自治法に基づく制度で、現在、半数以上の都道府県において、公営住宅の管理運営事務に指定管理者制度を導入しており、公営住宅の管理主体として今後も大きな期待を寄せられている。</p> <p>また、公営住宅の管理事務については、事務処理の件数が非常に多いといった特性があり、マイナンバー制度の導入効果が高いと考えているが、指定管理者が情報連携を利用できない場合、自治体職員が情報連携によって必要な情報を照会する必要が生じるため、極めて非効率な業務運営となり、指定管理者制度導入の効果が半減してしまふ。</p> <p>なお、指定管理者は、行政機関には該当しないものの、従来の民間委託とは性質が異なり、地方公共団体の議会の議決を受けなければ施設の管理主体とはならないことから、その主体は明確になっていると考える。</p>	<p>【八尾市】 指定管理者はその主体が明確でないことのご回答ですが、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、指定管理者の指定手続き等に関する条例を定め、告示を行うなどの公表する手段を講じることににより、その主体の明確性は担保されたと見解をします。</p> <p>また、個人情報の取扱いについて必要な措置を講じる責務について、条例で定めるとともに、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定を締結し、及びその措置が行われることを前提として、情報提供ネットワークシステムの利用に関しては、個別IDの付与により指定管理者を特定すること等により、その適切さを担保することができると考えます。</p> <p>【愛媛県】 指定管理者は、行政機関ではないものの、従来の民間委託とは異なり、地方公共団体の議会の議決を受けなければ施設の管理主体とはならないことから、その主体は明確になっている。また、既に指定管理者職員は、個人情報など個人情報を取り扱っており、情報セキュリティを確保するために必要なシステム対応を事前に実施し、各種関係規程を指定管理者職員が遵守する等、セキュリティ対策に万全を期した上で、情報連携が可能となるよう検討いただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 行政機関ではない、公益財団法人や指定管理者にまで利用主体を拡大することについては、リスク検証等の留意が必要。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律のレベルで当該法人が規定されていることが一つのメルクマールであるが、指定管理者については幅広く法人を対象とできることから、国民の目から見ると法のレベルでは誰がマイナンバーを利用しているのかが不明であるため、慎重に考えざるを得ないとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、指定管理者は地方自治法に基づく法的な手続きに従って指定を受けるものであり、地方自治法に基づく条例によって具体的事務(管理の基準及び業務の範囲等)が規定されていることから、主体や委託を受けた事務の内容は明確になっていると考えられるのではないかと。</p> <p>また、第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、公営住宅関係では、管理代行者が法的に位置付けられているために情報連携が可能であるが、指定管理者は法律上の位置付けがないために情報連携は困難であるとの趣旨の発言があったところである。しかしながら、管理代行者であっても、法律において、具体の法人名までもが明示される訳でなく、その意味においては、指定管理者と管理代行者との間では法人名の特定において根本的な差異があるわけではない。</p> <p>加えて、地方公共団体が公営住宅関係で管理代行者と指定管理者のいずれかを選択する際に、制度的な条件が平等でないということは問題ではないかと。</p> <p>これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>(内閣府の回答を記載) ○ 個人情報保護に対する国民の懸念に対応するため、情報提供ネットワークシステムを使用して情報連携を行うことができる主体は、法令で明確になっている必要があると考える。</p> <p>○ 指定管理者は、地方自治法に定められた手続であるとは、法人その他の団体という種な主体がなり得るものであり、かつ、当該地方公共団体以外の地方公共団体やその住民にとっては認識し難いものとなっている。</p> <p>○ 情報提供を行う地方公共団体側としては、そのような主体に対して特定個人情報を提供することについて、個人情報保護の観点からの懸念が生じうると考えられるため、現時点では、指定管理者を情報連携の主体とするとは困難である。</p>	<p>(参考) 6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省及び厚生労働省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省及び国土交通省)</p>
<p>提案内容については既に実現しているため、特に意見なし。</p>	<p>【全国市長会】 所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 医療費助成事務である感染症医療費助成や不妊治療費助成の国の補助要綱が必要とされている地方税関係情報や、医療費助成事務である障害者、子ども、母子家庭等の医療費助成を実施する上で地方公共団体において必要とされている地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、審になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用については、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。</p>	<p>(内閣府の回答を記載) ○ 提案団体の独自利用事務の情報連携が必要とする地方税関係情報は、現行の準じる法定事務(雑病法に基づく医療費支給事務等)の地方税関係情報の範囲に含まれると整理することとする。</p> <p>○ 照会を希望する地方公共団体においては、必要とする地方税関係情報の項目を個人情報保護委員会に届け出ることが可能とし、必要性が認められれば、情報連携が可能となると考える。</p> <p>○ なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用システム等が必要となる。</p> <p>○ 両府の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等)を構成して年1回開催することとする。</p>	<p>6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省及び厚生労働省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)</p>
<p>個人情報保護委員会規則には、「その事務を処理するために必要な特定個人情報の範囲が、当該法定事務において提供を求める特定個人情報の範囲と同一又はその一部であること。」と定められており、番号法別表第二では、情報提供が可能な特定個人情報について「地方税関係情報」と規定されている。</p> <p>特定個人情報情報の「市町村長税務所情報」「市町村長税務所情報」といった項目については、「情報提供ネットワークシステムにおける特定個人情報データの取扱いに係る共通指針」で規定されたデータ標準レイアウトにより、データ項目として示され、独自利用事務として情報連携するためには、その項目まで法定事務と一致するよう制限されている。</p> <p>番号法別表第二で定める特定個人情報単位とすれば、「市町村長税務所情報」「市町村長税務所情報」といった項目の選別は、「地方税関係情報」という同じ特定個人情報範囲内での違いであると考えており、法定事務と異なる項目を、独自利用事務で照会が可能であるとしても、利用可能な特定個人情報の拡大に当たらないと考えている。</p> <p>独自利用事務の拡大による、行政事務の効率化、国民の利便性の向上という観点からも速やかに解決していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 医療費助成事務である感染症医療費助成や不妊治療費助成の国の補助要綱が必要とされている地方税関係情報や、医療費助成事務である障害者、子ども、母子家庭等の医療費助成を実施する上で地方公共団体において必要とされている地方税関係情報が、マイナンバー制度における情報連携により入手できるように、審になる法定事務で認められている情報の範囲内での対応を求めている現在の制度・運用については、個人情報保護の観点から疑念を生じない範囲で緩和する方向で、関係府省において地方公共団体の意向を踏まえて早急に検討いただきたい。</p>	<p>(内閣府の回答を記載) ○ 提案団体の独自利用事務の情報連携が必要とする地方税関係情報は、現行の準じる法定事務(雑病法に基づく医療費支給事務等)の地方税関係情報の範囲に含まれると整理することとする。</p> <p>○ 照会を希望する地方公共団体においては、必要とする地方税関係情報の項目を個人情報保護委員会に届け出ることが可能とし、必要性が認められれば、情報連携が可能となると考える。</p> <p>○ なお、照会を希望する地方公共団体における条例制定、個人情報保護委員会への届出やシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用システム等が必要となる。</p> <p>○ 両府の事例追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び要望した地方公共団体等)を構成して年1回開催することとする。</p>	<p>6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せて行っている補助に関する事務及び医療費助成に関する事務については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の項目と認められる場合には、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省及び厚生労働省) ・独自利用事務を処理するために必要な特定個人情報の追加要望に対応するため、関係者による検討会(関係府省(内閣府、総務省等)及び地方公共団体で構成)を年1回開催する。 (関係府省：内閣府、個人情報保護委員会、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省)</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
<p>【療育手帳について】 平成26年3月8日の「障害保健福祉関係自主管理委員会資料」において、「療育手帳に関する情報を情報連携の対象とできるよう、現在、関係省庁と調整してるところであり、その検討状況については追って連絡する」とある。地方公共団体や情報提供ネットワークシステムの準備期間等を考慮すると今年中には結論を得なければ、平成29年7月のマイナンバーの情報連携開始に間に合わないため、早急に、事務を所管する厚生労働省と番号法を所管する内閣府において調整を行い、地方自治体が条例に基づき独自利用事務とした療育手帳に関する情報について、情報連携の対象としていただきたい。</p> <p>【外国人保護について】 法律に根拠を持たない外国人保護関係情報については、法律に根拠を持つ生活保護関係情報と同様に様々な社会保障・税制度において幅広く利用されている重要な情報の一つと考えている。 同じく法律に根拠を持たない療育手帳に関する情報については、上述のとおり、現在、関係省庁と調整しているところと承知している。 外国人保護関係情報についても、事務を所管する厚生労働省として情報連携の必要性を認識し、早急に関係省庁と調整のうえ、条例に基づき独自利用事務とした地方公共団体については情報連携の対象としていただきたい。</p>		<p>【千葉県】 一次回答は、規制緩和の可否に関する回答となっていないため、関係府省で調整のうえ明確な回答を示していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、内閣府から、法律に根拠がある事務を情報連携の対象とすることが必要であるが、例外として各自治体の条例で位置付けられた事務については情報連携の対象に加えていくことはあり得るとの趣旨の発言があったところである。このため、法律に根拠を持たない事務について、マイナンバー法に位置付けて情報連携の対象とする方策について、内閣府において早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 療育手帳関係情報については、マイナンバー法の規定を根拠として、主務省を早急に整備すべきではないか。 また、事務処理上の必要性や法定事務に近い事務であることを考慮すると、外国人生活保護関係情報については情報連携を可能とするように検討すべきではないか、そのために必要となる制度改正を検討すべきではないか。 これらの点について関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>(内閣府の回答を記載) ＜療育手帳関係情報＞ ○ 運用については、本来は事務の根拠法律があることを前提として、マイナンバーの利用をマイナンバー法に規定した上で情報連携の対象と得るものであるが、現在は事務の根拠法律がないため、一部の地方公共団体が療育手帳交付の事務におけるマイナンバーの利用を条例に規定して利用事務としている状況である。 ○ 療育手帳関係情報を情報連携の対象とするためには、提供側の地方公共団体の意も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、条例化している地方公共団体の状況を見ながら、現行のマイナンバー法別表第2の規程に基づいて主務省を整備する必要がある。 ○ なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。</p> <p>＜外国人生活保護関係情報＞ ○ 国民の個人情報保護に対する懸念に対応するマイナンバー法の理念を踏まえ、事務の実施について法律に根拠を持たない外国人生活保護関係情報は、情報連携の対象とすることは困難であると考え。</p>	<p>6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) (ii)地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務(独自利用事務)について、以下の措置を講ずる。 ・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府、厚生労働省及び国土交通省)</p>
<p>公営住宅法第47条により、入居者の決定、同居の承認、地位継承などの権限が管理代行者に移っており、管理代行者の責任において、ワンストップで対応されている。 マイナンバーの導入により管理代行者は、これらの事務において、審査に必要な情報を、地方公共団体から提供を受けたうえで行う必要が生じる。 入居者サービス向上や行政の効率化等の観点に立ちは、管理代行者が情報連携を行うことができる環境を整備する必要があるが、管理代行者に設置主体となり責任を負担を求めることは、代行する期間が定められていることから不合理であるとされており、自治体中間サーバープラットフォームが利用出来るよう検討していただきたい。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、総務省から、中間サーバーについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構の判断となり、総務省に照会する必要はないとの趣旨の発言があった。これを受けて、中間サーバーの利用の可否は地方公共団体情報システム機構が判断する事項であることを地方公共団体向けに明確に示すべきではないか。また、これまで総務省から示されているQ&A(管理代行者は地方公共団体とは別の団体であるためマイナンバー制度による情報連携を利用する場合には独自で中間サーバーを設置する必要がある)は改正すべきではないか。 これらの点について、総務省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>今般の提案を踏まえ、デジタルPMOの「FAQ」に、自治体中間サーバープラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置・管理していること、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を記載することを検討する。</p>	<p>6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) (v)自治体中間サーバー・プラットフォームについては、地方公共団体情報システム機構が設置及び管理しており、当該機構自らのサービスとして提供しているため、その利用については当該機構が判断する事項であり、地方公共団体と当該機構の間で調整する事項である旨の補足を加えた回答を、「デジタルPMO(番号制度に関する情報共有を目的としたコミュニケーションツール)」の「FAQ」に、平成28年度中に記載する。 (関係府省:内閣府及び国土交通省)</p>	
<p>当該事務について市町村民税所得割額を基準とすることについては、引き続き、関係省庁との協議を行っていただきたい。 なお、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用徴収事務は、地方税関係情報について情報連携可能とするには困難とあるが、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成25年8月)第2章第2節1(3)②において、「番号別表第二に規定している情報提供ネットワークシステムを利用することができる組み合わせについては、現在の地方税法上の守秘義務の運用を踏まえ、 a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密として保護される位置づけにないと解される場合 b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合に限って列挙されている。」 とある。 即ち、番号別表第二の二十三の項に規定している費用徴収事務と地方税関係情報の組み合わせについても、上記のように整理されていると考えるところから、情報連携できるようにしていただきたい。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、今後指定都市とその他の市町村で適用される市町村民税所得割の税率が異なることへの配慮が必要である。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、当該事務の基準を市町村民税にできないかという点については、関係省庁との協議の上で、必要な通知改正の検討を行っていただくとの趣旨の発言があったところであり、厚生労働省において早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収事務については、マイナンバー法に根拠規定が置かれていることから、主務省を早急に整備すべきではないか。 なお、第1次ヒアリングにおいて、関係府省から、地方税関係情報について情報連携を利用するためには、本人が申請に基づく事務であること、または、利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の担保措置)が規定されていることのないずれが必要との趣旨の発言があったところであるが、そもそもこの条件は本当に必要なか、当該事務の特殊性も踏まえ改めて検討する必要があるのではないかと。 これらの点について、関係府省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>(内閣府の回答を記載) ＜感染症入院患者自己負担認定関係＞ ○ 地方税関係情報(市町村民税所得割額)を情報連携対象とすることが可能となるよう、関係省庁において通知改正等を含め必要な対応を行うこととする。 ○ なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用テスト等が必要となる。</p> <p>＜精神保健福祉法による措置入院患者費用徴収事務関係＞ ○ 地方税法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合に、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を規定している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳格に解されており、1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務やその担保措置が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 ○ 現行では、当該事務は1)又は2)に該当しないとされているが、実務上のニーズや事務の特殊性も踏まえ、引き続き関係省庁で対応の方策の検討を行う必要がある。</p>	<p>6【総務省】 (10)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) (iii)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10法114)による費用の負担又は療養費の支給に関する事務(別表の97)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省) (iv)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供について、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法228)上の守秘義務を解除した上で情報連携の方策について関係府省が連携して検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び厚生労働省)</p>	
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興法と同一の方向性となっている。 地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等は都道府県関係内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。</p>		<p>【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>					<p>6【総務省】 (6)半島振興法(昭60法83) 半島振興計画(3案)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)</p>
<p>半島振興計画の作成に当たっては、国からの通知(「半島振興法の一部改正に伴う半島振興計画作成指針の制定について」(平成27年4月1日付))に基づき作成していることから、計画は国の半島振興法と同一の方向性となっている。 地方の自主性を確保し、行政改革による事務改善の観点からも、山村振興基本方針と同様に国の同意を廃止し、提出制度に改めることを求める。 なお、協議が廃止できない場合であっても、計画案の修正・追加等は都道府県関係内各課との意見調整や市町への事前協議が必要であることから、一次から三次まである計画案の提出を一度にする等の簡素化を願いたい。</p>		<p>【北海道】 現行法における事前協議の趣旨については理解するが、H27の半島振興計画の協議においては、協議に7ヶ月もの長期間を要していること、また、協議に係る国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>					<p>6【総務省】 (6)半島振興法(昭60法83) 半島振興計画(3案)の策定に係る事務については、事前調整における都道府県の事務負担の軽減を図るため、これまで複数回にわたり行ってきた計画案の調整を1回とすることを原則とするとともに、事前調整における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の半島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)</p>
<p>平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都道府県関係内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。</p>		<p>【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約9ヶ月を要していること、また、その際国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。</p>					<p>6【総務省】 (5)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4案)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるよう、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)</p>

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定)記載内容
見解	補足資料	見解	補足資料				
平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期限の設定を願いたい。		【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から、審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。				○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。 ○なお、事前提出に応じて頂いた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいります。	6【総務省】 (5)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省:文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)
ご指摘のとおり、空家法に規定する「特定空家等」に対する措置については、『「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)』において、不利益処分である命令に至るまでは慎重な手続きを踏む趣旨として定められており、法と趣旨・目的が同様の各市町における空家等の適正管理に関する条例において、適切な管理が行われていない空家等に対する措置として、助言又は指導、勧告、命令の三段階ではなく、例えば助言又は指導、勧告を前置せずに命令を行うことを規定する場合、上記のように慎重な手続きを踏むこととした法の趣旨に反することになるため、当該条例の命令に関する規定は無効になると解される、と示されている。 一方、これに抵触しない限度で有効な応急措置については、条例にて定めた場合有効であるとの見解であるが、所定の手続きを経て実施する措置(最終的には行政代執行)によらず、この応急措置として認められる範囲について、どの程度の措置までなら空家法に抵触しないか等、通知やガイドライン等で明確にされたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		○第1次回答でお示しているとおり、「特定空家等」として空家法の規定を適用する場合は、空家法第14条に基づく助言又は指導、勧告、命令の手続きを、順を経て行う必要があり、緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。しかし、台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。 ○なお、空家法に抵触しない応急措置の範囲をお示しすることは困難であるが、すでに緊急時の対応について条例で定めている事例を紹介していくなどの情報共有を適時行っていく。	6【総務省】 (11)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (1)台風、大雨等の緊急時における空家等に対する応急措置については、緊急時の対応について条例に基づき対応している事例の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。 (関係府省:国土交通省)
空家法における空家等の定義に「長屋等の一部の空き家」が含まれていないため、現実に支障が生じていることから空家等の定義の見直しを提案している。 例えば、長屋の住戸のうち、使用がなされていないことが常態となっている一部の住戸が保安上危険となるおそれのある状態や衛生上有害となるおそれのある状態となっている場合でも、その住戸に対して、固定資産税情報等の利用、補修等の略式代執行、税制上の措置ができない。 また、貴省からの回答にあるように、多くの自治体が条例を定めているが、条例では上記の措置が講じられず、空き家対策への効果が限定的となるため法改正を求める。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		○第1次回答においてお示しているとおり、長屋や共同住宅については、一棟全体で一つの「建築物」であり、一住戸は「建築物」の一画面上にすぎず、一住戸ごと「空家等」か否かを判断するものではないことから、現に居住している者がいない空き住戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住者がおり、建築物全体としては「居住その他の使用がなされていない」とは言えず「空家等」として扱うことは不相当である。 ○なお、長屋等の問題に対応している地方公共団体の事例などがあれば、適時情報共有を行っていく。	6【総務省】 (11)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (1)空家等対策の推進に関する特別措置法(平26法127) (8)一部が空き家となっている長屋等への対応については、各地方公共団体の取組事例等の調査を行い、地方公共団体に平成29年中に情報提供を行う。 (関係府省:国土交通省)
本提案は、空家法上「空家等」の定義には建築物の敷地も含まれていることから、同法に基づく略式代執行の際に、敷地も含め公告をすることで、相続財産管理人制度における公告の手続きを代用することができないかというものである。 相続財産管理人制度の手続きの代用が困難であれば、略式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が確知できない場合には、市町村長から国に申出すること、検察官の請求により利害関係人を立てるなど、市町村に負担とならない手続について検討していただきたい。		【八尾市】 「現行では、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等から迅速な対応への支障となっている。所有者不存在となった相続財産の簡易的帰属手続を確立すること」との記載についての回答がない。 民法959条の国庫帰属に関する規定について、相続人不存在の物件について、一定の要件のもとで、地方公共団体に帰属させる等の新たな制度の確立を模索してもよいのではないかと。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		○空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく略式代執行に伴う公告と、民法に規定する相続財産管理人制度に係る各種公告とはその目的、内容や主体を異にするものであり、手続を代用させることは困難である。 ○また、「検察官の請求により利害関係人を立てる」との趣旨は必ずしも明らかではないが、相続財産管理人の選任を申し立てる意思のない利害関係人に選任申立てを強制する制度の創設を要する趣旨であるとするれば、私的自治の原則に反するものであり、対応は困難である。	
災害は、常に様々な様相を呈し発生するため、迅速な災害対応を図る観点から緊急通行車両等の事前届出制の見直しの必要性に着目すべきであることをご理解いただき、更なる災害対策法制の見直し(第三弾)と併せて、今後、ご検討をお願いしたい。				【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		本提案事項に対する考え方は第1次回答の通りであるが、今後も引き続き、迅速な災害対応の観点から、緊急通行車両に係る手続の適切な運用を図り、災害応急対策に必要な車両の円滑な通行の確保に努めて参る。	